

平成29年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第3号

平成29年12月11日（月曜日）

議事日程第3号

平成29年12月11日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 平澤 | 惣一郎 | 君 | 2番 | 東野 | 恭行 | 君 |
| 3番 | 山本 | 剛 | 君 | 4番 | 吉川 | 慶一 | 君 |
| 5番 | 五十嵐 | 健一郎 | 君 | 6番 | 滝川 | 正義 | 君 |
| 7番 | 佐藤 | 孝 | 君 | 8番 | 新保 | 峰孝 | 君 |
| 9番 | 田原 | 実 | 君 | 10番 | 保坂 | 悟 | 君 |
| 11番 | 笠原 | 幸江 | 君 | 12番 | 斉木 | 勇 | 君 |
| 13番 | 中村 | 実 | 君 | 14番 | 大滝 | 豊 | 君 |
| 15番 | 田中 | 立一 | 君 | 16番 | 古川 | 昇 | 君 |
| 17番 | 渡辺 | 重雄 | 君 | 18番 | 松尾 | 徹郎 | 君 |
| 19番 | 高澤 | 公 | 君 | 20番 | 吉岡 | 静夫 | 君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

日程第2. 一般質問

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、一般質問を行います。

8日に引き続き、通告順に発言を許します。

笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。清政クラブ、笠原幸江と申します。

通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

1、公営住宅長寿命化計画について。

当市の公営住宅長寿命化計画報告書、平成26年3月。その中に、活用手法の判定結果で示されている住宅など管理戸数382戸のうち、改善予定数272戸、修繕戸数27戸、用途廃止戸数83戸（築60年経過している建物含む。）となっています。また、この報告書には平成26年から平成35年までの10年間とあり、原則5年ごとの見直しをすることにもなっています。平成30年度の見直しに向けた進捗状況と利用者の推移、用途廃止となっている83戸について、以下の項目を伺います。

(1) 計画見直しの進捗状況と、特に用途廃止となっている83戸の現状と今後について、どのように進められるのか伺います。

(2) 現在着手している横町住宅、西浜住宅について、いつごろまでを目途として住民に理解していただいているか伺います。

(3) 取り壊し後の土地の利活用をどのように計画されているか伺います。

2、中学校において、相撲に取り組む生徒の健全育成と夢をかなえるため、それぞれの役割を果たすルール（案）について。

「意欲ある生徒が学業やスポーツ活動の実績のある特定の公立学校を目指して区域外から就学するという要求そのものを、一般論として否定するものではない。しかしY中における同クラブのように、寮で生活する生徒間でいじめ事案が複数認められているような場合にまで区域外就学を無条件に認めるということは、いじめ再発防止の視点から決して望ましいと言えない。したがって、同市教育委員会としては、親と子がともに同市内に転入を条件としてのみ、その就学を認めるなどの処置を講ずるべきである。」と提言されています。いじめ問題専門委員会調査報告書の一部を抜粋させていただきました。

以上のことを踏まえ、それらのことを教育委員会は尊重すると述べ、ルール案を提示しています。以下の項目について伺います。

(1) 平成29、30年は本ルールを遵守し、事実上の区域外就学による新たな生徒を中学校では受け入れないものとするがありますが、平成31年度以降についてどのようにされるのか

伺います。

(2) 実績など、様子を見て新たなルールをつくと説明されているが、ルール案は最初にしつかりとつくるべきと考えます。様子を見るとはどのようなことか伺います。

(3) 生徒宿舎に対して健康管理に十分配慮するとあるが、誰が確認するか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

笠原議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、30年度に計画の見直しを予定いたしております。また、現在まで6戸を用途廃止しており、今後も老朽化が著しい住宅から計画的に行ってまいります。

2点目につきましては、今年度から5カ年計画で他の公営住宅等へ移転していただくよう説明し、入居者からはおおむね同意をいただいております。

3点目につきましては、現在具体的な計画はありませんが、今後利活用を検討してまいります。

2番目のご質問につきましては、この後教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

笠原議員の2番目の質問にお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、市教育委員会としては、いじめ問題専門委員会の提言を尊重し、今いる生徒の見守りをしっかり行うことが第一と考えております。31年度以降につきましては、学区外からの就学希望がある場合は、提言や実績を踏まえて関係する団体と別途協議をいたします。

3点目につきましては、教育委員会事務局が生徒宿舎の取り組み状況を点検し、学校でも生徒の健康観察や、生徒宿舎への訪問をいたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目ですね。

長期的な住宅長寿命化計画であります。ことしが、大体30年度から見直しをまずするかど

うか、それをまず確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

おはようございます。お答えします。

平成30年に見直しを予定いたしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

報告書を大幅な見直しをされているのか、軽度な見直しをするのか、これを全て社会状況を踏まえたり、あるいは充足数をどのようにされてるかっていうことは、しっかりともう今年度でやられてる予定、今やっている最中なんですか。それを確認。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

まず、平成29年度におきましては、見直しは全く行っておりません。30年度に行う予定でございます。それで、この長寿命化計画につきましては、平成26年の3月に出したものでございます。平成25年度でございますが、10年間にわたる計画が記載してございまして、当然人口予測、あるいは実際に入られる需要と供給であったり、建物の老朽化、耐震、いろんな面で、予測も含めてしておるところでございますので、5年間たった平成30年度につきまして、その誤差も含めて将来見込みを検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

ぜひ、また見直しをされるときに、立派な報告書、あるいは数値的なもの、人口的なもの、さまざまなものがここにはっきり載ってはいらなくても、長寿命化で長期的ということが入ってきますと、どうしても計画年次が明記されていないというのが、概要版見ても余り明確ではないという、私は自分ではそう思ってもある程度計画をされるのであれば、しっかりした何年ぐらいまでに何をしなければいけない、あるいは私が今、今回テーマにしました、皆さんが言ってる政策空き家。これが今、政策空き家が用途廃止というふうにして変わってきておりますよね。そういうものをしっかりとこの時点でどうなっていくかっていうことを大きなスパンの中でしっかりと打ち込んでいただきたいと思いますんですけど、新しくつくる計画案の中に入れていただきたいと思いますけど、

それに伴って経費もかかってくると思いますので、その概算の計算もしっかりとしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今、政策空き家となっておりますのは、西浜住宅、それから横町住宅、それから青海地域にあります外波住宅の3つの住宅でございます。この3つにつきましてはかなり老朽化が進んでおりまして、これ以上入っていただくには、安全性とかいったことがなかなか難しい状況の中で政策空き家として入って、これから申し込まれても入居できないといった形にしておりますけれども、それ以外の例えば用途廃止としております能生住宅、あるいは玉ノ木の住宅等につきましては、10年後には用途廃止という形で記載してございますが、今申し上げました政策空き家にしておる住宅よりは程度がよろしいものですから、今現在も人に入っていただくよう募集もしておりますところでございます。

そういった中で、今後、人の需要も含めた中で今議員おっしゃられました用途廃止にいつ、最終的にするのか、あるいは政策空き家をいつふやしていくのかといったことも少し明確にした中で、今後計画を定めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

説明いただいたこの用途廃止の部分、83戸。もちろん今現在能生、それから玉ノ木、入ってらっしゃるといっていますが、その入ってない箇所の、例えば管理、例えば戸が余り具合がよくなかったり、あるいは外から見ても明らかにこれは誰も入ってないなというような管理っていうのは常に行っているものなんでしょうか。

例えばその部屋に障子が張ってあったら、障子が全く破損した状態で、余り外から見ても感じがよくないというような状態の管理、時々はこう中に入って確認はされているもんなんじゃないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

中の、例えば障子であったりふすまであったりといったものにつきましては、前に住んでおられた方が退去されるときに、ある程度の修理をして出ていただくことになっております。そんな中で、基本的には破れたところとかそういったところはないというふうに判断しておりますが、定期的に見て、毎月とか行っておるわけじゃないですけども、不具合があれば直す、あるいは例えば人が住んでなくても、雨どいがおかしくなっていたりとか、屋根がおかしくなったりとか、あ

るいは、常にあるんですが、生垣ですね。生垣が非常に、急に伸びて毎年刈っているわけですが、そういった維持管理というのは人が住んでいてもいなくてもしっかりと対応していく必要があるし、対応しておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

用途廃止になっているところっていうのは、意外ともう壊すまではそのままにしとけばいいわと、そういうふうな感じで放置されてるような状態っていうのは、当市にとっては余りいい状態ではないと思ってるんです、常日ごろ。以前からもこの問題で質問させていただいているんですけども、市長からも答弁いただいておりますが、用途廃止でもうこれは壊すんだから途中に入らなくてもいいわっていうような考え方だけはやめていただきたいんですね。というのは、例えば能生だとか玉ノ木、これからも入ってこられるような状態に、入られる方がいけばっていうことなんですけれども、そこに入ってこられるまでの間の管理っていうのはやはりしっかりとしておいていただかなければ、そこに入居される方も「えっ」というふうに思ってしまうので、その管理だけは改めてお尋ねしますが、しっかりやっていただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

やはり住宅というのは、人が住んでいて住宅も生きてるといいますか、人が住まなくなると老朽化も激しくなる、ちゃんと管理しないと老朽化も激しくなるというふうに考えておりますので、そこはしっかりと今後、対応していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

2番目の質問に入ります

横町住宅、西浜住宅についてであります。今、移動が始まっております。11月の末ごろに抽選もやりました。いかがですか、地域の皆さんは十分納得して、皆さんの御希望の沿うところに移動が決まっているもんなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

西浜住宅における移動と申しますか、転居していただきたいということでことしお話をさせてい

ただいておりますけれども、その前にアンケートといいますか意向調査ですね、どこにいつごろだったら転居していいですよといったことについて、お答えをいただいております。

第一希望、第二希望まで記載していただいております、その中で私ら担当の者が、じゃあ29年度何人ぐらい移動できるかといったものを把握して、そのご希望先が集中しておるところ、例えばどこぞ住宅の1階がいいですよといったら、そこに非常に多くの人集中しておるといった状況でございまして、そういった中で皆さんから御理解いただいて、くじ引きもしまして入居先を決定しておるといったところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

アンケートをとって第一希望、第二希望までとられたということなんですが、その時点で皆さんが移動したいところを行政は把握しているわけですから、抽選漏れで順番待ちをするということは、皆さんの頭の中にはそういうことを考えてなかったんですか。集中されてる場所が何戸あいて、そこに何戸住民の方が行きたいっていう希望が、アンケートがあるわけだから、それにじゃあ抽選漏れでできなかった方は、いつまでそれを順番待ちをしておられるっていうか、それはもう住民の皆さんに納得してもらってあるもんなんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今現在、抽選した結果ですけれども、1つは市営の西浜住宅の13号棟のほうに1カ所あいております、そこで4名の方がご希望になったといったことでございます。

それから、県営西浜の新西浜住宅のところ、1カ所あいているところに11名の方がそこに行かれないといったことで、1名の方に決定しておるところでございまして、今現在はその1名の方、あるいはその西浜住宅13号棟の方について引っ越しを行っておるところでございまして、ほかの方につきましては、来年度以降またどういった形、今ふさがっているところ、またあいたりしますので、そんな状況を見ながら今後の予定を確認させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

移転を余儀なくされた皆様方には、実は以前からこの場所はとてもいい、地理的条件の全くいい場所です。400メートルの長い距離の中に住宅が建ててあるんですが、糸魚川市にとってはすごく便利です。駅に近くて、買い物に近くて、全ての回遊するにはとてもすばらしいところなんです、残念なことに、そこに住んでらっしゃる方、今度私たちの番、建てかえてもらえるん

だよねと、今度皆さんあなたたちの番ですよねということを行行政の皆さんがお話をしてられるんです。ここにいる皆さんじゃないんですけどね。過去ですから、今までもうかわってますので、で、いつか建てかえていただけるんだらうなという楽しみもあったんですが、とうとう移転を余儀なくされてるっていう現状を知っていただきたい。一番最後になってるんですよ。皆さん、もう百も承知してらっしゃる。で、住んでられる方は明るい希望を持って、今度建てかえていただけるんだなというふうに思って、ただ何回かアンケートとったりするとなかなか思うようにはいかなかったんですが、そこで1つのまちが形成されてるってこと、てんでんばらばらに移動させるようなことのないようにしていただきたい。

それから、今順番待ってる人たち。これ、先ほど市長の答弁で5カ年ということなんですが、5カ年過ぎたら、まだ場所が決まらなかったら皆さんどうされるんですか。ずっと住んでていいよと言われてるそうなんですが、そこはどうされる予定でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

建設課のほうでいろいろ意向調査やら説明会、あるいはくじ引き等で住宅にお住まいの皆さんといろいろお話をする機会もございましたし、私も直接お話をさせていただいております。その中では、市としては5年計画でもってこの西浜住宅あるいは横町住宅について、撤去計画と申しますか移転していただく計画を持っておるといったことを説明させていただいておるところでございます。いつまでも住んどっていいよといったことについては、私ら建設課としては、言ったことはございません。

また、今現在住宅につきましては、平成20年、25年ぐらいから比較して、どんどん空き家がふえておる状況でございます。今現在、市営住宅では入居率が約90%といったことになっておりますし、そういった意味合いにおいては、住宅が新しいものを建てるといったところには、今なかなか難しいのかなといったところで考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

誤解が生じないように、しっかり説明を、丁寧な説明を今後も続けてやっていただきたいと思っております。

ところで3番のほうの用途、壊した場合の用途。これについては、用途、壊すっていうのは何年ぐらいまでに取り壊しを行う予定になってますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今現在、5年計画で進めておりますが、皆さんがいつ移転していただけるのか、それによりますが、移転されれば翌年には撤去するといった形で計画を進めていきたいなと思ってます。ですからことし、29年度移転していただく予定の方もおられますけれども、そういったところについては30年度速やかに撤去していくと、順次撤去していくといった形で進めたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そんなにスムーズに行きますか。歯欠け状態で、壊す場所に1軒、1世帯が住んでたら壊せないんですよ。1戸建てじゃないから。それ、うまくそのバランスといいますか、それはしっかり頭の中に入ってますか。歯欠け状態では余り壊すというのはできないですよ。それも入れて随時撤去されたら、その後から解体していくっていうことで考えてらっしゃるんですか。ちょっと無理なんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

実際に西浜住宅は、1号棟から12号棟、13号棟は別にしてございまして、4号棟は今、ないところでございますが、それぞれに皆さんがお住まいだといったことでございます。

そんな中で、議員おっしゃられるとおり、1人住んでおられればその部分は壊すことはできません。ですから、あいたところからといったところで私ら考えておるつもりでございます。1号棟の後に、例えば12号棟とか、飛ぶ場合もございますけれども、お住まい、住んでおられる方に、途中の仮移転とかそういったことは非常に申しわけないことだと思っておりますので、その部分につきましてはなるべく転居しないような形で、で、1棟ごとにあいた段階で撤去していくといった形で考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

だから、スムーズには行かないですよ。それで、ずっと住んでいいですよ、私は、私はここにずっと住んでるわ、あるいは、どこへ行かなくても頑張っってここにいるわって言葉が出てくるわけですよ。しっかりと丁寧な説明をしていただきたい。

それから土地の有効活用、先ほども申しました。とても立地条件のいい場所です。そのところ

をまだ活用されていないということなのですが、何らかの形でここをこういうふうにしたというイメージ、そういうものは持ってらっしゃらないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

西浜住宅につきましては、少し細長い土地でございますが、約6,900平米。それから横町住宅につきましては600平米ほどあるというふうに認識しております。

今現在、途中でございますので、何にすればいいかといったことについては、建設課だけでなくいろんな分野で検討する必要があると思っておりますので、今現在行っておりませんが、今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

本当に立地のいい場所です。副市長も一度ごらんになって、その場所歩いていただいたと思うんですが、公営住宅であります。ショッピングが、駅に本当に近いんですよ。だからコンパクトシティ的なものがあそこで生まれます。ましてや普通財産ですよ、その土地は。市の土地だと思っておりますので、400メートルの長い距離の中に海が見えて、とてもいい場所です。ぜひ、大町、白馬、小谷、あるいはこの皆さん海がとても好きな皆さんですので、セカンドハウスのあの場所が有効活用できるような、それから普通財産としてももちろん収益が上がるような、ただ寝かしておくだけの土地にさせていただきたくないんですが、この問題については市長の答弁いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

当然ながら、取り壊し等して土地利用ができる段階になれば、当然ながらその利活用のほうについては検討してまいりますけれども、今現在、何年ごろに全て取り壊しができて更地になるという年数はまだはっきりしませんので、その年数が大体決まった段階で利活用について検討したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

次に、2点目の質問に入ります。

まず、もう一度教育長の答弁いただきたいんですが、31年度からはどうされますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

31年度以降につきましては、冒頭お答えいたしましたいじめ問題専門委員会の提言、それから今作成しておりますルール、守っていくルール、その取り組みの実績等を踏まえまして、関係する団体が連携して取り組む、また、どのようにするかを別途協議するというところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

教育長、もうちょっとはっきり言っていただきたいんですけど、31年度からもう区域外就学を、親と子が一緒であれば受け入れますよと、31年度からは。それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今後も、31年度以降も、いじめ問題専門委員会の提言は尊重してまいります。その上でこれからの取り組み、そういうものの状況をしっかりと確認して、また様子を見ながらその上で協議いたすというものでございますので、今の時点におきまして、今の段階におきまして、31年度をどうするかということを決定しているものではございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと、ここが教育長と私が意見が合わないところなんですけど、報告書は提言します、それは提言の中には何が入っているかという、先ほど申しました、区域外就学を認める場合は、親と子が一緒であればそういうことも考えなきゃいけないんじゃないですかと言ってるんですけど、31年度以降にそういうフエジーな考え方でいいですか。ルールっていうのは、今しっかりと決めなきゃいけないのが私の考え方です。最初に起きた事案をしっかりと捕まえて、それでルールはしっかりと決めなきゃいけないんです。それを31年、何を確認するんですか。何の様子を見て、実績って何なんです、じゃあ。細かく聞いて悪いんですけど、何の実績ですか、聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今の段階でということで、先ほど説明させていただきました。

また、実績というのは、このルールは守るために関係者が勉強して協議して、今積み上げておるものでございます。ルールはまだ案でございますけれども、もう既にそのルールに基づいて実施しているもの、また勉強しているところもでございます。

それから実績は何かということでございますが、このルールをしっかりと守っていくということを検証する、確認する、その取り組みの実績ということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

2名しか今、いないんです。集団生活とは言えない状態です。2名の方が頑張ってるんですよ。その方の実績を見るんですか。誰の実績を見るんですか。そこがわからない。今、頑張っている生徒さんの実績を見るんですか。何を見るんですか。それがわからない。聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

不幸にしてあのような事件が起きてしまいましたが、そのために再発防止というのは一番の今取り組むべきことかと思えます。再発防止に向けて、今、関係する団体で協議しております。その関係する団体で決められました、話し合われましたルールをきちんと守っていけるのかどうかということについての実績を、今年度、来年度と見ていきたいというものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そしたら、新しく今、どなたか入ってきたっていうお子さんいらっしゃるんですか。皆さん、聞いてますか。私は私の子供を能生中学校に入れて、相撲の道を歩ませたいんだというお子さん、いらっしゃるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

それについては承知しておりませんが、29年度、30年度については新しく外から来る生徒を受け入れないということについては、関係の社会体育団体も認めていらっしゃる、了承しておりますので、来年度についてはないというふうに承知しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

だから、31年度からあるんですかって聞いている。29、30はいません。いないんです。2名の在校生だけです。だから31年度から新しく入るお子さんいらっしゃるんですかって。その子のためにはどうするんですか。新たにまたルールをつくるということになると、この提言書、いじめ問題専門委員会の皆さんが出した報告書、これは時限立法なんですか。もう29、30年だけしか使えないものなんですか。ずっと使えるものじゃないんですか。それはいかがなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

31年度以降につきましては、まだ私どものほうでは把握しておりません。先ほど教育長からの答弁がありましたように、31年度以降に学区外からの就学希望がもしあれば、ある場合には、その提言や実績を踏まえて関係する団体と別途協議するというものであります。この提言につきましては、時限立法的なものではなくて、ずっと生きているものというふうに捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

ルール案の中には、別途協議するっていうことが1行も載ってないじゃないですか。だからおかしくなるんじゃないんですか。この提言書、皆さんがまとめたこのルール案、これに今のような言葉が載ってないんです。協議するっていうことが。三位一体でやるんでしょ。この方たちとまた協議するの。そうすると、31年度に入学したいっていうお子さんがあった場合、間に合わないんじゃないですか、また新たにそこからスタートしたら。31年度に入学したいっていうお子さんが、今いるかもしれないじゃないですか。皆さん承知してないって言うけれども。いらっしゃるとしたら、31年度はどうするんだろう、どうするんだろうって保護者さんも心配されるでしょ。じゃあ、しっかりとルールつくらないといけないのに、新たにルールをつくる、新たにルールをつくと、31年度からは新たにルールをつくるというからおかしくなるんで、しっかりとつくらな、私はもうルールっていうのはしっかりと最初につくるべきだ。これはおかしいルールです。どうなんですか、何回も聞くようで悪いんだけど、そこ、おかしい。じゃあ新しく入りたいっていうお子さんがいた場合、どうするの。また2年先になるの。そこはどうなんですか。皆さん集まって協議してるんだから、しっかりとルールつくってほしい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今つくっているルールは、今いる生徒の見守り体制をしっかりと行う、連携をしていくというものでございますし、今後におきましても、このつくりましたルールを基本としながらまた協議していくものでございます。

31年度以降の話がありますが、夢を持って糸魚川に来て学業、またスポーツをしたいという子供たちもいらっしゃいますので、そういう方の希望をかなえてあげる、そういう受け入れ体制をしっかりとするということがまず第一だと思っておりますので、それに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

聞けば聞くほど、私、納得いきません。これから入ってくる子供たちのため、報告書には提言とされているものは、親と子がともに生活できなければ受け入れをしてはいけませんって書いてあるの。じゃあそれでいいですよ、そういうお子さんもいらっしゃるじゃないですか。親子で、この道を行きたいというお子さん、家族があれば。その提言、皆さん尊重する、尊重するっていう言葉が出てるんですけど、じゃあそれでいいですかって何回も聞くようで申しわけないんですけど、それ尊重してくださるんで、私、入ってくるなどは言ってないですよ。子供たち、夢ある子供たちがここへ来て、しっかりと親子で体づくりから一生懸命やっていただければ、これほどありがたいことはないんですが、皆さんのルールが余りにもおかしい。31年度からどうするかっちゃん、今の様子見て、今なんか事件なんか起きませんよ、2人しかいないんですから。集団生活の中で起きてるわけだから。2人ったらもう、家族みたいなもんじゃないですか。それを皆さんが、新しくルールつくるっていうのはとってもおかしい。最初にきっちりやってほしい。

昨年の3月議会でも、予算審査のときもしっかりやってほしいということを、集約としてまとめてもらってあります。毅然とした態度で教育委員会が臨まない、当市が臨まない、全国から笑われてしまいますよ。しっかりやってほしい。

もう一度確認します。31年度からの区域外就学は、親と子が一緒にないと認めないということでもよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

教育委員会は子供たちのことを第一に考えて、協議を関係する3者で行っているものであります。

そこには毅然としてというところもありますし、それぞれの子供たちのことを考えての協議でございます。

それから31年度以降につきましての対応については、冒頭お答えいたしました。専門委員会の提言をまず尊重していく、その上でまた協議を継続していく。今、子供たちを見守る体制がしっかりとできておりますし、協議も良好な関係で協議しております。情報交換もしっかりやっておりますので、それをしっかりと続けていく。そのことによって子供たちを見守る環境づくりができています。市民の方々への信頼も回復していくということで考えておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

皆さん少し勘違いしてる。今このルールをつくっている皆さんは、ここにもう既に31年度、2年度はいらっしやらないんですよ。教育長も、もしかしたらいるかもしれんし、いないかもしれんけど、教育長、この今、一緒に協議している先生方、あるいは市の職員、その将来を見据えた子供たちのためにつくるルールが、履行するときにはもう既に皆さんいらっしやらない、学校の先生も異動ですよ。それなのに曖昧なルール、31年度からはっきりしないで、今の子供たちを大事に、もちろん今の子供たちを、一生懸命やっている2人の子供たちは頑張っしてほしいと思っております。その子のために区域外就学を認めないって言ったって、来てないんだから認めるも何もないじゃないですか、入れてないんだから。その子のことを守る、守ると言いつつ、皆さん責任ない、皆さんどっか異動になっちゃう。残るのは宿舎だけです。今までの先生方もそれで苦勞なさったんじゃないですか。今、みんな異動になっちゃったでしょ。新しい校長先生来ました。今いい良好な関係です。今、いいですよ。異動されたらまた悪い関係になっちゃったら困るじゃないですか。そこを皆さん履き違えてる。今のメンバーでこれ、ルールつくっていいんですか。子供たちのため、子供たちのためって言いながら、子供たちのためになってない。保護者のためにもなってないじゃないですか。31年度からはっきりしてくださいよ。親と子がともに生活できない者、人たちは区域外就学をさせない、これでいいじゃないですか。していただきたいっていうことをはっきり提示しなければ、計画もこれから入れたい、その道を行きたいという子供たちのためにしっかりしていただきたい。新しいルールつくる、これからルールつくるっておかしいよ。2年間だけのルールっておかしいよ。29、30年だけのルールはならない。31、様子見て、様子見て、様子なんか見なくたって、当たり前なこと書いてあるじゃないですか、これ見ると。こうしなさい、今までやってこなかったことがみんな書いてあるじゃないですか。やってくればこんな事件がなかった。当たり前のことを皆さんまとめただけで、それでルールとは言いません。将来にわたってしっかりつくるのがルールです。いかがですか、教育長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今までの事態を踏まえまして、こういうものを明文化したものでございます。これは当然連携する上では必要なことも、確認のために記入してあります。これはご指摘の、当たり前のことと思われるかもしれませんが、こういうものをしっかりと明文化し、それをみんなで連携をとって実践していくということが大事であります。

それから、人事異動の点もご指摘がありました。これは個人としてつくっているルールではございません。それぞれの関係者、関係団体が組織として連携していこうというものでございますので、そこに、もし職員がかかわっても引き継いでいくものであります。そのためのルールでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

だからしっかりやってほしいって言ってるんです。今しっかりとつくと、継承していくわけだから、だからこんな中途半端なルールはやめましょうって言ってるわけですよ。31年度以降、様子を見て新たなルールをつくるというからおかしくなる。実績など、これ教育長の答弁なんですよ。実績など様子を見てから新たなルールをつくと説明されてるんですよ。先日、委員長報告の中にもありました。その新たな実績だとか様子を見てこれを遵守するって、当たり前のことできないようなことじゃ困るわけですよ。今までやってたらそういうことなかったわけだから。もう納得するものではないんですが、これはルール案は議会の議決が必要でないの、このまんま進んでいくのではないかという危惧をして、今回、質問させていただきました。議会の議決は要らないですもんね。もう明日からこのルール、案をとってしまえば、スタートするんです。子供たちのためになってないルールだと私は思います。実績を、報告書を遵守する遵守すると言いつつ、提言を尊重する、尊重すると言いつつ、何も尊重してないのがこのルール案だと私は、自分の中ではそういうふう理解しています。

また再三、事案が起きた場合、私は起きると思ってるんです。だって一度じゃないから。再三繰り返されてるということ、私この通告書にも書きました。皆さん読んでいただいたと思います。集団で寮に入ってる、寮で生活する生徒間のいじめが複数認められているような場合って言ってますでしょ。複数認められたからですよ。複数認められるということは再度またあるということなんです、もう少ししっかりやってもらいたい。皆さんと幾らここで議論しても前へ行かないみたいなんです、私は31年度、入学してくる子供たちのために、もう少ししっかりしたルールにしたいと思っています。しいては皆さんが報道関係で頭を下げたこの場面、また起きると、市長を初め、教育長、皆さんまたこういう場面が出てきます。私、それをやっちゃいけないと思ってるんです。だからしっかりと、宿舎で起きた事案が市長にまで迷惑かけてるんですよ。そういうことのないようにしていただきたい。

で、3番の健康管理ですが、十分配慮するとあるが、誰がその配慮した姿を確認するか、もう一

度聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

教育委員会事務局の職員が、生徒宿舎の取り組み状況を点検いたしますし、また学校でも生徒の健康観察を行いますし、生徒宿舎の訪問も行うことになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

アスリートの健康管理っていうのは大変なんですけど、新しい食事管理っていうのが、栄養士さんつけたり、あるいは相撲は特に体づくりが大事だということを聞いてます。それから相撲を愛する皆さんも、中学のときから相撲を教えていかなければいけないっていうこともお聞きしています。それを十分承知した上で質問しているんですけど、ただ、何を管理するんですか。栄養管理、あるいはどういうふうになっているか、食事の管理、それは教育委員会の事務局のほうで管理できるんですか。専門家が入るんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

学校での健康観察もありますが、健診がございますので、その健診の結果等で異常が認められたりすれば、学校のほうから宿舎のほうに連絡し、改善を求めていくということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

私は、るる述べてきました。今、このルール案ですね、しっかりと今の時点で作ってあげていただきたいというのが私の考えているところです。どなたが着任されても夢のある子供たちのためにゆるぎないものにしていただきたいんです。ころころ変わるようなルール案にしてほしくないということです。糸魚川市の教育委員会の毅然とした態度を見せていただきたい。そうすれば、相撲の道に進みたいという中学生は、この糸魚川市にやってきていただけるものと思っております。特に義務教育です。義務教育の3年間、親が責任持って子供の成長も、子供の成長とともに親も成長していく、そういうものではないかと考えてます。ただ宿舎に入れて、そこであとはたまに来て子供を見るというのではなくて、常日ごろから子供の健康管理、それをしっかり親がやるのが、義務教育の間で親が義務です、それは義務です、責任です。しっかりとやっていただきたい。だから、親と子が日常生活をともにできない状況を決して許可してはならないというふうに私は考えてます。特

に小学校6年、卒業間もない、まだ成長段階で大きく変わっていく子供たちを、子供を親が責任持って育てるのが当然だと言えると思います。

市長、いかがですか。市長が責任をとらなくてもいいようなルール案づくりにしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私が責任をとらなくてもいいということは、糸魚川市内にはないと思っております。市内で起きることについて、いろんな事柄が起きると思いますが、いろんな面で市長がやはり責任をとっていかなくてはいけない立場にありますので、担当部署でいろいろ、またいろんな各種団体、いろんなことで取り組んでいただいております。そういった連携またはいろんなやはり対応というのはあるかと思いますが、やはり私は地方自治体の首長としてしっかりと責任はとっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を11時05分といたします。

〈午前10時56分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

おはようございます。奴奈川クラブの平澤惣一郎であります。

これより、通告書に従いまして、一般質問を行います。

1、糸魚川市駅北大火の検証と復興の進め方・駅周辺整備について。

(1) 昨年、12月22日に発生した糸魚川市駅北大火から、早くも1年が経過しようとしておりますが、この間、国・県・市行政の皆様、市内外からのさまざまな団体・企業・有志の皆様から賜りましたご支援・ご功用、励ましの数々には、被災者の一人として、改めて心より感謝申し上げます。

しかしながら、私も含め、被災者の多くが、いまだ不自由な仮住まいでの生活を送っております。なれない生活環境の中で疲労している被災者の皆様の健康管理は、どのように行われているのか。また、復興計画が進むにつれ、家や店舗の再建をどうするのか、決断のときが迫り、どうすればよいのか思い悩んでいる方々への情報提供、精神的ケアなど、どのように行われているのでしょうか。

被災者への説明会も開催されておりますが、本年10月に開設されました復興まちづくり情報センターの役割と利用状況についてお聞かせください。

(2) 次に、にぎわいのあるまちづくりについてのコンセプトとして、若者・子育て世代が集い、たくなる「人づくり・まちづくり」という計画が発表されました。このコンセプトをもとに、どのようなにぎわいを創造されていくのか、お聞かせください。

(3) にぎわいのあるまちづくりについては、被災地だけではなく、新幹線開業時に策定された糸魚川駅周辺整備計画は進行しているのか。新幹線の玄関口となる駅南口はいまだ空き家が立ち並び、訪れた観光客などからは、何もない、寂れたまちという悪い印象を与え続けています。新幹線時代に対応したまちづくりを推進するとしながら、何の計画もなく全くの無策であると言えます。都市計画審議会による用途地域の見直しを図り、ミニ土地区画整備等を実施するなど、駅南周辺の再整備をどう推進するのか、大きな空き地となっているJR用地の活用策も含めてお聞かせください。

(4) 次に、駅北大火の教訓をどう生かしていくのか。消火の初動体制・強風対策・現場指揮・出動命令は適切であったか、消防水の確保等は的確であったかなどの検証は、どのように行われているのか。古い民家が密集する地域は、被災地ばかりではなく、対象となる地域が多くある糸魚川市において、防火・防災体制をどう強化していくのか、お聞かせください。

(5) また、駅北大火発生時、12月議会最終日でありましたが、市長はなぜ早く、早急に現場に駆けつけず、議会続行を決めたのか。市長の判断は正しかったのか。危機管理態勢については、いまだ大いなる疑問を抱いております。火災発生時の第一通報者として、消火活動をかいま見た者として、また私自身、消防分団長の経験からしても、初期消火が適切であればあれほどの大火にはならなかったとの思いもあります。なぜそこに、最高指揮官である市長の姿がなかったのか。市民の生命、財産、安全を守ることが市長としての再優先の責務であると考えますが、明確なお答えをいただきたいと思っております。

2、たび重なる不祥事への説明責任と行政責任について。

同じ内容により6月定例会において質問しておりますが、以来、半年が経過しているにもかかわらず、委員会審査においても、権現荘不正疑惑問題及び相撲クラブいじめ重大問題への説明責任と行政責任の明確化がなされておりません。長引く真相解明に、同じことをいつまでもと批判する方もおられますが、私は議会人として決して風化してはならない問題であると考えております。行政の健全化、行政責任のあり方、教育行政の透明化など、いずれも議会として正さなければならない課題であり、責務であると考えますが、いかがでしょうか。

市営の宿・柵口温泉権現荘の不正疑惑・相撲クラブいじめ重大事案への対応について、以下の項目により質問させていただきます。

- (1) 直営の宿「権現荘」のずさんな管理・放漫経営の結果、7カ年で1億円を超す巨額な累積赤字を市民の血税で補填し、年間2,000万円の黒字を約束しながらした4億円ものリニューアル後も大幅赤字を計上したことに対し、議会からの厳しい指摘と3月議会初日に市監査委員からの厳しい指摘をどう受けとめておられるのか。説明のつかない1億円を超える巨額な赤字を貴重な市民の血税で補填することなど、言語道断であります。財務管理上も決して許せるものではなく、権現荘経営トップの市長の責任において、速やかに市民に返還すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- (2) 9月議会において、小林支配人より迷惑料として42万円を受け取っておりますが、これはいかなる意味で、金額の算出根拠はいかなるものでしょうか。この返納行為により小林元支配人の責任は果たされるものでしょうか、お聞かせください。
- (3) いじめ重大事案における第三者委員会からの報告や提言など、これまでの経緯を鑑みて、能生中学校相撲クラブの処遇をどのようにお考えでしょうか。
- (4) 中学校は言うまでもなく義務教育であります。部活動も社会教育におけるクラブ活動も教育の一環として行われるべきものであり、市教育委員会の責任ある指導のもとに行われるべきものであります。

これまで示された相撲クラブに対する対応も、処分なのか改善計画であるのか、明確な方針を示すべきであります。お考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わりますが、すりかえ、ごまかしのない明確な答弁をお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平澤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、市の保健師や社会福祉協議会の生活支援相談員が戸別訪問を行い、健康管理や精神的なケアに努めております。また、復興まちづくり情報センターにつきましては、情報発信や被災者の心配事相談、地域住民の集いの場など、役割を担っております。なお、10月23日のオープンから11月末までの利用者数は、551名であります。

2点目につきましては、持続可能なまちづくりを行うためには未来を担う人づくりが不可欠であることから、みずからがまちづくりに関心を持って主体的に取り組む人材の育成により人が人を呼ぶという、人づくり、まちづくりの好循環を生み出していきたいという考えでございます。

3点目につきましては、北陸新幹線糸魚川駅周辺整備基本計画に示された都市施設につきまして

は、おおむね計画どおりに整備されたものと考えております。また、駅南地区は住宅を中心とする居住エリアであり、良好な住環境の形成に向けて検討をしております。

4点目につきましては、総務省、消防庁のあり方検討会において、消防体制、消防活動、消防水利等の充実強化について、当市も加わり検証を行い、それらの課題について順次取り組みを進めています。

5点目につきましては、6月市議会でお答えしたとおり、当日は火災情報が入り次第、直ちに消防長を現場に直行させ、あわせて火災現場の状況等を確認するため、副市長、総務課長を現場へ向かわせるなど、危機管理体制をとっており、問題はなかったと捉えております。なお、議会の議事運営は議会によるものであります。

2番目の1点目につきましては、リニューアル工事が完了した27年8月以降の1年間の黒字目標を2,000万円といたしましたが、408万円の黒字にとどまりました。また、議会並びに監査委員によるご指摘につきましては重く受けとめ、改善に努めてきたところであります。なお、業務上の不手際・怠慢に対する職員の処分を行うとともに、私も管理監督責任を重く受けとめ、昨年の9月に減給処分いたしましたところがございます。

2点目につきましては、権現荘の管理運営に関するさまざまな問題やその報道に伴い、市に迷惑をかけたということに対して自主返納の申し入れを受けたものであります。今後の警察の捜査の状況を踏まえ、もと支配人において新たに法律上の支払い義務が発生するような状況があれば、別途元支配人とその支払いに関する協議をいたします。

3点目と4点目につきましては、学校と社会体育団体、教育委員会で協議しているルールをそれぞれしっかりと守り、活動していくものであり、このルールはいじめ問題専門委員会の提言を受けたものであり、改善策であります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部課長からの答弁もでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

1番目に、被災者の皆様の健康管理と精神的ケアについて、再建したくとも再建できない高齢者や社会的弱者に寄り添って進めていただきたいと思います。この点についてはいかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

お答えをいたします。

福祉関係におきましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、社会福祉協議会の協力を得まして生活支援相談員2名を配置いたしております。そういった中で7月から活動開始しているところでございますが、この間、延べ155件の、主に実施いたしております訪問活動を実施してき

たところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

建設課といたしましては、なかなかご自分で家をお建てになられない方に対しまして、市営住宅の建設を今、予定しておりまして、今現在、設計に入っておるところでございます。来年度工事を実施して、31年春に建物が建設できて、入居できるような形に計画しておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

○健康増進課長（横澤幸子君）

被災者の皆様の健康管理、精神的なケアですが、昨年の12月下旬より、今まで保健師等による専門職の全戸訪問を5回実施し、そのほかに全戸訪問以外にも、生活支援相談員による訪問を月に1回以上はさせていただいております。また、心身の不調を訴える方などの訴えを傾聴いたしまして、継続支援が必要な方については、専門職で継続訪問を対応しております。今後も個々に合った丁寧な対応が必要だと考えておりますので、支援に努めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

健康ケアにつきましては、火災後、保健婦さんに随時被災された皆様を回っていただいて、健康管理を十分にやっていただけるのは本当にありがとうございます。最近になりまして、やっぱりこの心のケアですね。このようなチラシまでつくっていただきまして、ここには新潟県の心の相談ダイヤルで24時間対応の場所も載っております。このようなことをやっていただいておりますので、大変ありがたく感じておりますので、これもぜひ今後続けていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、にぎわいのあるまちづくりについて、コンセプトとして、「若者・子育て世代が集いたくなるヒトづくりマチづくり」という計画が発表されましたが、このコンセプトをもとにどのようなにぎわいを創造されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

先ほど市長からも答弁がありましたけれども、持続可能なまちづくりを継続するためには、やは

り次世代を担うそういう人材というのが必要だというふうに考えております。官民連携で中心市街地に若い人だとか子育て世帯が集う、そんな魅力を集めていきたいというふうに考えております。

そのようなことから、商店街なり糸魚川市の活性化に結びつけていきたいということで、今計画を進めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今、企業支援指定都市に糸魚川市も指定されております。これにつきましては、能生水産の生徒たちの商品開発で援助がされておるようでございますけれども、大変これはいいことだと思いますし、就職等においてもかなり有利に働くと考えておりますが、残念ながら卒業されますと県外へ出てしまう、そういうことがございますので、町なかで若い者、女性に対する企業支援をぜひともやっていただいて、そういう人たちが起業することによって、糸魚川の人口状態も安定化したり、行く行くはにぎわい等にもつながると思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

議員お話のように、若い人だとか女性が自分の目標を持って起業して、そしてそういう商業活動なり経済活動するっていうのは、まちの力を生き生きとさせる意味でも大変重要だと思っております。今回このにぎわいのプロジェクトにおいても、そういう視点を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

次に3番目、南口周辺の整備について。私の地元である中央区では、新たに駅前となった期待感が大きいものがありますが、新幹線開業2年が経過しても駅南の空き家街と呼ばれ、失望感が大きくなっております。現在、都市計画審議会も開催されておりますが、駅南エリアに対する振興計画、JR寮跡地の購入等、利用計画についてお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

建設課から少しお答えします。

新幹線開業時に、糸魚川駅周辺の整備計画といったものをつくって、それをもとに事業を進めてまいりました。これが基本計画といったものの冊子になります。この基本計画におきましてはさまざまなことが記載されてございますが、基本的にどういった施設をつくるかといったことにつま

しては、駅周辺の施設といったことで、例えば南口のシンボルロード、これは今、駅南線と言われておりますけれども、あるいは南口の広場、北口広場、それから橋上駅舎であったり自由通路であったりと、そういった形のものを基本計画の中で定めて進めておったところでございまして、おおむね整備は完了しております。議員言われております都市計画における南側の、今現在ある宅地の再整備とかそういったことに関しては、この計画では全く触れられてはおりません。

その中で、今現在都市計画のマスタープランあるいは立地適正化計画の策定など、建設課のほうでいろいろと検討しておりますので、その中で今後南側の中央地区とかそういったところにつきまして、どういった形で考えていけばいいのか、改めて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

補足的にお答えさせていただきますが、今ほどのJRのこの用地と言いましたが、このたびの大火によりましていろんな考え方ができるだろうと思っております、被災地のみならずあいた土地は、やはりいろんな面でその今回の大火に対応できるものではないかということで、その中の一つとしても、JRの用地も入れて検討いたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

被災地復興は最優先課題であることは異議ありません。火災発生以前にやると言ったことについては責任を持ってやっていただきたいと強く要望いたします。

次に、第4番目、大火の検証について。上越市では糸魚川大火の検証として、消防水の確保のため、流雪溝の活用を進めております。糸魚川市においても、火災のたびに消火水の不足が問題となっております。水がなくては火が消せません。被災地だけでなく糸魚川全体の問題として、消防水の確保をどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

今ほど上越市の例も挙げていただいたところであります。新聞等でも報道されているとおりであります。当市におきましても、市内、今回の火災の被災地のところだけではなくて、住宅密集地を含む市内の用水、幾つかあるわけでございまして。そういうところを再度確認いたしまして、どういうふうに水利を確保できるのかということを検討しております。そのほか、今の部分では自然水利

という部分でありますけれども、防火水槽とか消火栓とか、そういうところもどういう形で今後整備していけばいいのかということで、4ヘクタール、17ヘクタールだけではなくて、もう少し広い範囲で全体的な検討を進めているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

正直言いまして、自然水利にまさるものはありません。私、小さいころにはあの奴奈川用水、常に満々と水が流れていたわけですが、今法律等によってなかなか通水できないというお話を聞いておりますけれども、できましたら、ああいう先人がつくっていただいた防火用水ですので、できるだけ通水できるようなお考えをお願いしたいと思いますし、今、浄化整備も終わりました、まち中にたくさんある側溝、全部あいてるんですよ。昔は結構自然水が流れて防火用にも使えたもんですから、ああいうものを利用することによって自然水を何とか引き入れれば、かなりの威力を発揮すると思いますので、その辺もよろしくお願いいたしたいと思います。

それと、今回糸魚川消防団が、今回の火災発生について総理大臣表彰を受賞されました。消防団のご苦勞に感謝申し上げますとともに、お祝いを申し上げます。

続きまして、未曾有の強風とはいえ、強風下の消火活動体制の想定が甘かったのではないかと思います。強風下における初期消火のあり方はさらなる検証が必要であると要望いたしますが、この辺いかがでございましょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

強風下での体制ということだと思います。今回の大火を受けまして、やはり事前の火災予防の警戒とか、これを今まで以上に強化するというようなこと、それから火災の出動の体制をなお充実するということ、そういうようなことを検討いたしまして、例えば近隣消防本部への応援をもっと早くかける、その連絡体制も早くするというようなことも、県下の消防本部で協議して実行しておるところであります。そのほかにも生コン組合との協定を結ぶとか、いろいろな形で消防力の強化ということで、国のあり方検討会、それから部内で検討したものについて順次整備を進めているという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

強風下におきまして、消防長も約30分ぐらいおくれて現場到着したと思われませんが、火災発生時で現場へ行った段階で、多分防御線を張られたと思うんですよ。どの辺に張られたのかお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

防御線につきましては、南北ではみいちゃん通りのところ、東西では広小路と重寿司さんの通りというところを警戒区域、延焼阻止線ということで設定をしたものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

残念ながらその防御線も破られたわけですので、それらを踏まえてやっぱりいろいろと検証していただきたいと思えますし、消火の方法につきましても、一遍に3カ所飛び火したわけですよ。この飛び火して、燃えてるんですが、屋根の瓦の上から消火しておるとなかなか消火はかないません。夕方、山岸呉服屋さんへ飛び火したんですけども、その段階でたまたま上越消防の方がおられまして、これは表から消火しても無理だと、ガラスを割っていいかと、表のあの大きいガラスをぶち破って、中から消火したおかげで燃えなくて済んだんですよ。で、それらのことを踏まえながら、やっぱり検証していただきたいと思えますので、その辺よろしく願いいたします。

では次、行きます。

駅北大火の発生時の議会継続について。私、これも6月の議会で質問させていただきました。6月議会でやめるつもりだったんですけども、市長からお答えをいただいたことにつきましては、全く私としては納得のいかない答えでありましたので、いま一度質問させていただきます。

消防組織法における市町村長の権限は絶大であります。消防組織法第6条及び第7条、第36条に明記されておりますが、どのような内容なのか教えていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

私、今資料を持ってきておりませんが、市長の権限というところだと思います。市長は、消防につきましては自治体消防でありますので、その最高責任者ということになりますけれども、現場とか事務のことにつきましては消防長に任されている部分があるというふうに捉えておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

じゃあおわかりにならないようですから、私のほうから発表いたします。

消防組織法第6条、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第7条、市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管轄する。第36条、市町村の消防は、消防庁長官または都道府県知事の運営管理または行政管理に服することはない。

以上のように、大変市長に対しての権限が非常に大きいんです。それでやっぱりそれなりの責任を負っていただいて、それなりの対処をしていただきたいと思います。今ほど言ったように、市町村はそれぞれの権限が認められております。にもかかわらず、早急に現場に駆けつけることなく議会を続行したことが正しかったのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

消防事業に対しまして、当然私の責任だと思っておりますが、消火活動についてはやはり担当がしっかり部署として受け持っていていただいているわけですので、そこら辺をまず最初に行って状況把握、消火活動するわけですので、全ての統括的なものについては、当然私の責任だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長は消防長、副市長を派遣したということでございますけれども、消防長は市長にどのような報告をされたんですか、現場から。来るには及ばずとでも報告があったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

私が先行して現場へ入っております。市長もその後、現場へ到着いたしております。火災の状況等を報告したものでありまして、市長が現場へ来ていただかなくてもよいというような発言は全くございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長が駆けつけたと言いましたよね、今ね。何時に駆けつけたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

6月議会でも平澤議員のご質問にお答えしたと思っておりますけれども、議会が途中で中断いたしまして、その後休憩をとったのが、お昼の0時08分でございます。その後、市長は現場に急行いたしております。およそ0時20分前後には、市長は現場のほうに行ったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

すみません。米田市長におかれましては、議会運営については議会の権限であり、と述べておられますし、議会継続の責任を時の議長の判断としてしておりますが、本当にそれでいいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

議会のいわゆる議事整理、議会運営というところについては、議長が整理をするということでございます。第一義的には議会のほうで議事運営するというのが、基本のルールでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ではなぜ、市長がそこで休憩の一言をかければ、会議はとまったんですよ。その辺どうお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

当日、議会は10時から始まりまして、火災の第一報が10時40分ぐらいでしたでしょうか、この議場にも届いたというふうに覚えております。その後10時55分に議長のほうで休憩をとり、17分間休憩をとった後、議事を再開いたしております。その後、先ほど申し上げました0時には休憩をとって、市長が現場に駆けつけたということでございます。この辺、議会運営につきましては、先ほど申し上げました議会のほうでとり行うのが基本的ルールでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長が現場に駆けつけたのは、1時00分であります。それまでの間、2時間ですよ、あの風の強い中2時間、市長が陣頭指揮をしないで火災を放つといたって責任はあるんじゃないですか。もう一度お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市長が現場に到着したのが、先ほど総務部長が答えましたとおり、12時20分ごろであります。私は現場にいまして、市長と会っております。ただ市長はその後、これは大変な火災になるからということで、一旦役所へ戻って、それで職員を集めまして、それぞれ避難命令とかそういうものをして、2回目に来たのが1時20分ごろとかっていうことで私は承知しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それはそれとして、では次へ行きます。

その後、午後3時より議会は再開されました。そのとき行政側は、金子総務部長ただ一人であったと聞いております。さらに、その状態で補正予算が可決されたことに間違いありませんか。お聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

午後3時ごろだったと思いますけれども、議会在再開されて、補正予算が提案されておりましたので、それについて審議・採決を行い、可決されたというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

では市長、副市長はいなくても可決できるということなんですね。

それで、本会議成立には一定の議員の出席が必要であります。正副市長が出席しなくても議会は成立するのか、招集権者である議会本会議、議案の決議は自治法上認められているのか、お答えいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

議会の本会議等の構成につきましては、議会のほうで判断すべきものと思っております。自治法上の条文では、必ず市長が、何が出席しなきゃならんという規定は、今のところ、私のほう認識している範囲ではなかったと思っております。したがって、それはあくまでも議長さんを初め議会の皆さんのほうで判断すべき事柄と思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、理事者不在でも成立するのであれば、市長はなぜその段階で、火災を知った段階で出勤しなかったんですか。その辺の気持ちはどうなんですか。市民を守る気持ちはあったんですか。なかったんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

もうずっとそのやりとりをやっていただいておりますが、私といたしましては、やはり市民のこの生活に直接関係する議案も数多いわけでございますので、議会を最優先で捉えておりましたし、まだまだ情報のわからない中においてはやはりそちらへ議会を最終日ということで、全ての議事に対してのやはり最終日でございますので、それはやはり大切に捉えておったわけでありまして。そういう中で情報収集を先に聞き、そういう中で対応させていただきました。それがやはり遅いということで批判される方もおられるかもしれません。今回の大火については、本当に被災された方々には心からお見舞い申し上げる次第でございますが、いろんな見方をされる方はおられるかもしれません。もしそういうようなお考えであるとするなら、心からおわび申し上げ、謝ってまいりたいと思っておりますが、私の考えはそのようなことで対応させていただきました。決して市民のこの生命、財産を軽んじることはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

では次に行きます。

権現荘問題について。細かいことを聞く時間がなくなってまいりました。この1年、権現荘をめぐる不正会計問題は、国会で討論されている森友・加計問題同様に、誰が聞いても疑惑に満ちた、異常な問題であります。赤字解消のために、市の職員ではなく、専門知識のある者を外部登用したはずが、7年間で1億円を超す赤字を計上。この不正を疑われる数々の事案、労働基準監督署から違法とされ是正勧告も受けております労働実態、取引業者との不適切な関係、必要帳簿の不備、棚

卸しさえ行われていない管理状況、第三者からの告発による警察の介入など、監査委員からの厳しい指摘を受けるまでもなく、明らかにおかしいと思います。

米田市長はこれでよしとするのでしょうか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

この権現荘の経営の問題点等につきましては、これまで議会、それから議会総務文教常任委員会でいろいろと調査、話をされてまいりました。

また、今お話がございましたように、監査委員によります監査の指摘もございます。大変重く受けとめて改善に努めてきたところでございます。

先ほど市長が答弁申し上げましたように、私ども職員の不手際、怠慢に対するものについては処分を受けたところでございます。そのような状況の中で、警察のほうに第三者からの告発がございまして、警察のほうで捜査しております。そのような状況を踏まえながら、本市として対応できる改善の点については改善し、これを教訓として重く受けとめて、健全なる経営に務めてまいりたいと思っております。

現在、指定管理者によって運営がなされておりますけれども、そのような過去の状況も踏まえまして、指定管理者のほうにも十分話をして、健全経営に努めていきたいというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

小林支配人からの迷惑料の受領により、小林元支配人の責任を終わりにするならば、全ての責任は最高責任者である米田市長、あなたがとることになると思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

小林支配人のほうから自主返納がありましたけれども、それはあくまでも自主返納でありまして、今後やはり警察等の関係から、そういったことでまた、そういう金銭的な対応をしなければならんということになれば、当然ながら対応していきたいと思っております。

また、責任はそれで終わったというわけではないと思っております。また、市長もそうですけれども、市長につきましては、昨年の9月ですね、その辺の対応につきまして管理監督責任ということで、減給20%を行っているということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

支配人を選ぶに当たり何名かの応募があったように聞いております。最終的に小林支配人を選んだのはどんな方法で選んだのか、誰が選んだのか、市長の指示があったのかなかったのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

ちょっと私の資料を見た記憶の中では、お2人、作文といったそういったものを提出いただいた上で、面談の上で決定したというふうに記憶いたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

どなたがお決めになったんですか。はっきりお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

今、総務課長がお答え申し上げましたように、作文を提出していただいて、あるいは面接ということで、決定いたしております。作文については総務課がいわゆる職員採用の所管でございますので、総務課のほうで作文等の内容を確認し、面接は、ちょっと今資料がないので、誰と誰というのはわかりませんが、複数の人間で面接を行った後に、最終的に決定させていただいたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

総務課の責任で選んだということではありますが、当然市長にも任命責任は、最高責任者ですので、あろうかと思えます。小林支配人の任命と長年の放漫経営、ずさんな会計処理を見逃してきた経営トップの責任をどうとおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

+

冒頭でお答えしたとおり、いろいろ調査した結果、やはり私の責任ということで、昨年9月にこの減給処分をさせていただいて、責任をとりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ただいま警察の捜査中であるというならば、なぜ市は被害届を出さないのでしょうか。第三者の告発などという曖昧なものではなく、被害届を出したほうがより捜査の進展が図られると考えておりますが、それについては名誉毀損で逆に訴えられることを心配しているとの話もありますが、堂々と受けて立てばいいんじゃないですか。どうでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

被害届を出せばいいんじゃないかという平澤議員のご意見でございますけれども、被害届を出すには、いつ、どこで、誰が、どのようにというような内容が明確でなければございませんけれども、その辺の私も内部で調査をいたしたところ、皆さんがおっしゃるような明快な、今私が申し上げたようなものを明快に警察のほうに被害届を出すような状況は確認できないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

なかなか明快にできないということでありますけれども、これはやっぱり行政としての監督責任がなっていなかったという結果だと思います。初年度、要するに支配人が雇われた初年度、1,539万8,000円赤字が出ております。これについて、帳簿も伝票も何もないというお話なんです。これを見た段階で、多分市のほうで改善命令を出したと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

帳簿も何もないというふうにおっしゃいますが、それはちょっと誤解されているのかと思いますが、市の特別会計としての会計処理については、適切になされた上で決算報告をされております。その中におきましては、いわゆる企業会計としての月々の棚卸しであったり、あるいは損益計算というような形での、月々の収支管理がなされていなかったということであります。帳簿が全部何も

なくて支出していたというような事実はございませんので、その点については何も帳簿がなかったということではありませんので、その辺については誤解のないようにお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今、誤解のないようにということですのでけれども、では2年度目で3,919万1,000円赤字が出ております。これの帳簿、伝票等は全部あるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

当然、決算も結んでおるわけでございますので、収入、支出の執行伝票、収入伝票、しっかりとございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

そういう帳簿、伝票がありながら、なぜ原因を追及しなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

権現荘の赤字につきましては、小林支配人だけの責任ではないと思っております。やはりそのときそのときの社会情勢があったと、経済情勢があったと思っております。特にリーマンショックとか、それから東日本大震災等の影響もあったと思っておりますので、そういったことでしております。ただ、経営全体につきましては反省をしなきゃならんということで、今回広報の12月号で、権現荘につきましては権現荘の経営状況ということで、特別な掲載をしまして、2ページにわたって掲載して、反省すべきものは反省するというところであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今ほど副市長のほうから、いろいろと損失に対しての理由を述べられましたけれども、それはもう一般企業でも全部同じ条件なんですよ。その中で一般企業はしっかり頑張って、経営改善やりながらやっておるにもかかわらず、市はそれに対して何も手を施さなかったっていうのは、私には到

底理解できません。

ずさんな経営で約1億2,000万もの赤字を税金で補填して、元支配人からの迷惑料や市長報酬の減額など、わずかな金で決着できる問題ではありません。返還するなら赤字の総額を返すべきではないのでしょうか。市民の血税を預かる者として、しっかりとした説明責任を果たすべきです。うやむやに決着は、断じて許されるものではありません。

では次、行きます。

相撲クラブいじめ重大問題について。最後に、能生中学校相撲クラブのいじめ重大事件について、今、世間を騒がす横綱日馬富士の暴行事件に代表されるように、相撲の世界における暴力容認の風潮は、相撲クラブにもあったとされております。相撲クラブは教育の場であり、決して相撲部屋ではありません。中学生の学区外入学などあってはならないことであり、外部指導者の適性にも疑問を持つものであります。まして学校長が語るように、相撲のまちを標榜する糸魚川市長に対し、過剰な配慮により適正な指導ができなかったなど、言語道断であります。最近でも、甲子園常連校の飲酒、喫煙をめぐり、無期限出場停止などの厳しい処分がなされております。相撲のまち糸魚川を標榜するならば、厳しい規範意識が必要なではありませんか。いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今ほど報道されているような、相撲の世界におけること、事案と一緒にのご質問でございますが、市内で起きていることについてはまた別で考えなければいけないと思っております。どちらも青少年のスポーツの競技におきまして、青少年の健全育成、それからそれを踏まえての競技力の向上ということでございますので、そういう環境を関係者が、取り巻く大人が、しっかりと徹底して取り組んでまいらなければいけないということで考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

結局、納得の行く答弁はいただけませんでした。いつまでもこのようなその場しのぎの答弁を繰り返すのでありましょか。そして、9月議会において警察が捜査中の、疑惑に満ちた権現荘事業特別会計予算を求めた糸魚川市議会にも、決算を認めた糸魚川市議会にも、厳しい批判が寄せられていることも忘れてはなりません。二代表制の市議会において、与党も野党もないのであります。新人議員が生意気を申し上げますが、是々非々で行政監視を行うことこそ、議会議員の役目であると確信しております。五泉市の市議会では、百条委員会を設置しました。糸魚川市議会としても、調査権を駆使し、数々の不祥事の真相を解明し、もっと市民の負託に応えるべきことと強く願います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で平澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤孝です。

通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、大雨による洪水・土砂災害対策について。

7月1日の豪雨に続いてさらに大きな被害をもたらした10月23日の台風21号では、11月21日に激甚災害に指定されました。もはや、記録的とか異常気象とか、そういったもののせいにしてはいられなくなってきました。

(1) 10月23日朝、川詰への3ルートのうち能生川の東側の2つのルート、下倉ルートと須川ルートは崩落土で通行不可になりました。残る溝尾ルートは能生川の増水により、羽黒橋の左岸側橋台上流部がむき出しになり、さらに羽黒橋の上流のガスパイプラインのつり橋の支柱が被災し、濁流がガス管を洗う状態となりました。

① 状況把握から川詰地区避難勧告（15時）までの流れについて伺います。

② 羽黒橋の上流左岸の護岸被災の原因について、どうお考えでしょうか。

③ ガスパイプラインの復旧工事が再びつり橋式になるのか、確認はしておりますでしょうか。

④ その後発生した川詰川の山腹崩壊につきましては、流入土砂の撤去が進んでいるようですが、その下流では、台風21号のときからの堆積した土砂と流木で河川の流水断面が小さくなっております。来春の雪解けや山腹の二次崩落に備え、対策が必要ではないでしょうか。

(2) 市民の命・なりわいを守るためには、能生川に限らず、市内の河川の堆積土砂の除去、立ち木の処理は、もはや先延ばしできない状況と思いますが、どうお考えですか。

2、えちごトキめき鉄道日本海ひすいラインと新駅設置計画について。

糸魚川市地域公共交通網形成計画によりますと、平成27年度の市内の駅での乗客数は、1日当

+

たり350人ほど増加しています。新幹線開業に伴って糸魚川駅での乗客数の増加が数字にあらわれたものであります。この上に乗客者数を伸ばすには、新駅の設置に頼る点も大きいと思うのですが、以下の点につきましてお伺いします。

- (1) 日本海ひすいラインの平成28年度の乗客者数は、どう変化しましたでしょうか。
- (2) 新駅設置計画の進捗状況についてお聞かせください。
- (3) 新駅設置予定地周辺の住民を対象としたアンケートで「新駅を利用しない」との答えが少なくなかった点について、どう考えますか。
- (4) 押上駅は糸魚川高校が亀ヶ丘から移ってから40年以上にわたる悲願です。親の交通費の負担を減らし、将来にわたって生徒数を確保するためにも新駅設置を急いでほしいが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、23日7時20分に、能生川羽黒橋の左岸堤防が決壊のおそれありとの第一報を受け、現場確認と警戒、住民の安全確保を行いました。状況を注視する中、堤防損壊のおそれがあったことから、羽黒橋が通過可能であった15時に、避難勧告を発令いたしました。

2つ目につきましては、台風に伴う能生川流域での豪雨による河川の増水が原因と考えております。

3つ目につきましては、現在、国際石油開発帝石株式会社で検討いたしております。

4つ目につきましては、県において、川詰川の土砂の撤去や大型土のう設置による応急工事を実施し、引き続き安全確保に努めております。

2点目につきましては、引き続き県へ強く要望してまいります。

2番目の1点目につきましては、前年度並みの状況となっております。

2点目につきましては、概略設計が完了し、現在えちごトキめき鉄道と計画協議を進めております。また、来年度以降に予定しております詳細設計につきましては、国及び県と協議を進めております。

3点目につきましては、当市の交通体系における自家用車の利用を考慮すると、多いとは捉えておりません。

4点目につきましては、国、県及びえちごトキめき鉄道と新駅設置に向け協議を進めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

7時半に護岸決壊が確認されたってということなのですが、パイプラインの関係、パイプラインが危ない状態になっている、そういうような報告と、下倉線、須川線が崩落土で通り抜けできなくなっているというようなことの関係は、いつ知られましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

個々の時間の経過についてはちょっと承知しておりませんが、関連する災害がいろんなところで起きておまして、それを確認するためにパトロールに出ています。その中の報告の中にあつたかと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

当日は本当に市内何カ所でも被害がありましたので、そういう状況だとは思いますが。

それで、西山で412ミリの雨が降って、能生の中でも林道や農道、家の裏山等、災害があちこちで起きておりましたので、無理もないことかと思えます。

10月23日には、私は溝尾の県道の交通どめ箇所を一旦確認して、その後10時ごろに羽黒橋を見にいったんですが、ガス管のつり橋の支柱がガス管とともに濁流にはたかれて、支柱自体が大きく傾斜しておりました。私は、もうガス管がやられていると思ひまして、100メートルほど離れたところで車をとめて見にいったんですが、現場にいた帝石の人たち、状況を尋ねますと、川詰と横でバルブを閉めて、被災部分の圧力を下げたところだと、そう言っておりました。つり橋は羽黒橋から20メートルから30メートルほど上流で、能生川を横断しております。天然ガスは軽いので、漏れても閉鎖された環境でもなければ大丈夫なのかもしれませんが、八箇峠トンネルの爆発事故のこともありますので、お聞きしたいと思ひます。

国際石油開発帝石株式会社が被害に気づかずに、パイプラインが破損して爆発するというような可能性はなかったのでしょうか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

木村ガス水道局長。〔ガス水道局長 木村 清君登壇〕

○ガス水道局長（木村 清君）

お答えいたします。

今回の帝石パイプラインの被災のときなんですけれども、7時20分に現地でガス管が能生川であらわれてるという報告が、帝石のほうへ能生事務所のほうから連絡が入りまして、帝石のほうでは7時40分にガス管をとめますという報告が入っております。ただ、そこからまた現地のほうでの作業もありますので、9時にはガスのパイプラインがとまったというふうなことで、その後報告を受けております。

で、万一、当日は幸い破損に至らず、ガスを停止できたんですけれども、万が一その破損した場合については、帝石さんが言うように確かに軽いですから、ガスが上へ上がることは上がるんですけれども、そうなる前にとめられることができたということで、よかったかなと、幸いだったというふうに感じております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

ありがとうございました。

実は能生の柵口では、天然ガスを利用している家も結構あるんですが、一応確認させていただきました。

このつり橋ができたのは、私が子供のころです。きれいな放物線の親綱につられたパイプラインで、結構高さもあったような気がしておりましたが、このような災害が起ころうとは思いませんでした。また、現場では、羽黒橋左岸上流側の護岸の損壊部分から浸透した水が県道東谷内溝尾線の下をくぐって、羽黒橋下流側の川表側にも川裏側にも噴出しておりました。これは、県道東谷内溝尾線の羽黒橋取り付け部が損壊するおそれもあるなと思いました。雨が続いて増水が続けば、羽黒橋の溝尾側での交通どめもあるかなと思われました。

ところで、護岸の崩壊によって見えてきた築堤部というかコンクリート構造物埋め戻し部分に、大きな石がごろごろと重なっておりまして、そのうち大きな物は長径80センチもあるような状態でした。現在の土木工事の仕様書では、築堤や構造物の埋め戻しについて、その巻き出し厚や盛り土材料の塊の大きさについて、どういう決まりになっているのでしょうか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

堤防ですと、50センチ程度の巻き出し厚で転圧していく必要がある、30センチですか、すみません、30センチで転圧していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

もう一つお聞きしたいんですが、その盛り土材料の塊の大きさに規定はなかったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

盛り土材につきましても、均一に転圧できるような材料を確保するよというよなことであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私ももともとそんな仕事してたもんですから、巻き出し厚っていうのは一層、締固めないはずですけども、この半分程度以上の石は、入れてしまうと均一な密度にならないっていうことで、半分程度に、大きさよりもでっかいのは、避けてたような気がします。この工事は、多分昭和40年代の工事だったかもしれません。現在の仕様書を適用すべきではないかもしれませんが、締固め密度や、先ほど水が噴出していたと言いましたが、透水性に問題がある弱い堤防であると思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今現在の仕様書あるいは取り扱いとは異なる材料、あるいは工法で設置された堤防だとは思いますが、どの程度弱いのか、強いのかといったことについては検証しておりませんので、ちょっとよくわからない状況であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

説明ありがとうございました。

堤防というのは、やっぱり水密性が重要な点があると思うんです。で、東谷内溝尾線の路体の中を、路体といいますか堤防といいますか、重なりますけど、その中を、羽黒橋の下流側の、川表側、川裏側に水が噴いたっていうような状態を考えると、これは余りいい状態ではないなとは思っております。

避難勧告の時間が午後3時ということなんですが、こうした状態で羽黒橋の取り付けの部分もちょっとどうなんかなという状態だったもんですから、水位が落ちつくのを待って避難勧告、

それは正解だったかもしれませんが。

それでは、②に移ります。

羽黒橋とそのもう一つ上流の橋、双方とも橋の上下流100メートルぐらいはもう前から、去年もうちからきれいに整地してございました。しかしながら、その橋から100メートル以上離れたところになると、それ以外の場所では堆積した土砂は長い間放っておかれてありました。羽黒橋から上流を眺めると、300メートルほど上流で、本流は右岸側、端っこめいっぱい流れ、左岸側は土砂が堆積し、多くの木が生えております。さらにその上流に行きますと、本流は逆に左岸側を流れ、右岸側に土砂が堆積し、木が生えております。実際の流路の幅は、川の全幅の3分の1ぐらいのところを流れて、蛇行しているわけです。こういった河川敷の中で流路が蛇行し、羽黒橋左岸を直撃するような形状で能生川が流れていたんですが、それが災害の原因の一つだと考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

川の護岸の破損については、いろんな原因が考えられます。その中で今、議員がおっしゃられた流木とか土砂の堆積とかいろいろあると思いますが、根本的なやっぱり原因といったものにつきましては、やはり大量の雨が流れたこと、大雨によるものだというふうに認識しております。それが原因して幾つかの要因に分かれて、それが複合的に作用して被災したものだというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私が見た感じでは、羽黒橋の上流に見える範囲は一番上流側では右岸側のめいっぱい川が流れて、それから左岸側へぐっと流れが曲がってきております。私は、やはりその蛇行する流路をそのままにしていたのが原因じゃないかと思っております。

続きまして、避難場所は上南公民館だったわけですが、当日下午倉ルート、須川ルート、ともに土砂災害で通行不能になっておりました。この2つのルートは、能生川の東側の山の法尻近くを通っていきまして、大雨が降るたびに崩落土砂で通り抜けができなくなっております。残るは県道東谷内溝尾線、これは一番古くからの道路で、東谷内を抜けて、名立の西蒲生田へ抜ける昔からの道で、現在も一番大事な生活道路であります。この路線だけはどうしても確保してもらわなければならないと思います。川詰集落は、あの狭い川詰川の両岸で孤立してしまいます。この溝尾への路線を確保するためには、河川内での流路の蛇行の改善、それから被災した羽黒橋左岸の上流側の築堤について、道路工事標準仕様書に基づいた堅固な護岸復旧が必要と思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

新潟県においては、今現在、応急工事を進めております。その中で、現地を見ていただくとわかると思いますけれども、河道を、議員おっしゃられるとおりになるべく真っすぐにしたり、あるいは雑木が邪魔になっておれば排除したりと、いろんなことを能生川全体で考えてやっていただいております。全体でやっているわけではなくて、やっぱり緊急性の高いところから順にやっているわけでごさいます、その中で応急工を今やっている最中であるといったことでごさいます。

それからまた引き続き災害復旧工事に当たる前に、災害査定といったものもこれから予定されております。まさに今週、来週とか、災害査定の時期だというふうにお伺いしております。査定をしっかりと受けていただいて、議員おっしゃられるとおりに、しっかりとした築堤なりをしていただきたいというふうに思っておりますし、そのように要望しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

どうもありがとうございます。

③に移ります。

被災したパイプライン及びつり橋は、何とか壊れずに、雨がやんだときに残りました。それで、支柱を含め撤去はほぼ完了したようであります。今回のような災害がありますと、パイプラインの能生川横断は、つり橋式ではなくて地下埋設式にして復旧してもらえれば、能生川の氾濫の影響でパイプラインが壊れることもなくなるし、堆積した土砂の撤去にも楽になると思うんですが、しかもこの地域の人たちも、パイプが見えなくなると安心感が生まれると思いますが、どうお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

木村ガス水道局長。〔ガス水道局長 木村 清君登壇〕

○ガス水道局長（木村 清君）

お答えします。

現在、今撤去されたパイプラインにつきましては、もともとのパイプラインですけれども、新青海ラインといって、新しいパイプラインが今の羽黒橋から下流の約600メートルぐらいのところに地下、要は羽黒側の下は水深で横断しております。で、今被災した、撤去したパイプラインを、先ほど市長からも答弁がありましたように、帝石のほうでそのまま復旧するか、あるいは撤去するかという、新しいルートにするかっていうことも含めて検討中でありまして、その結果を見たいなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

復旧するとしたら、ぜひ地下式にさせていただきたいと思います。

④に移ります。

川詰集落は、先ほど申しましたように、川詰川の両側のわずかな平地に住宅が点在する集落です。高齢者のひとり暮らしが多く、上南公民館への避難もままならない世帯が多いと思われます。集落の中の川詰川は、堤防の天端から1メートルもないくらいに土砂が埋まった場所もあります。場所は11月27日の山腹崩壊地点から300メートルほど下流です。その地点で川詰川に合流する支流からの土砂が多かったようで、この間の台風21号に起因するものです。当初は水分を多く含んでいた、泥状だった堆積物が、時間の経過とともに水分が抜けて、締まってきます。先週見ましたら、土砂がたまった部分の左岸側半分は、水の力で河床が削られて、河床が下がっておりました。右岸側は土砂がたまったままであります。来春の雪解けで増水する前に、川詰川と支流の合流地点のその付近の流水断面を下げるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

ことしの大雨で、糸魚川市内あちこちにそういった箇所が発生しております。特に2級河川が多くて、川詰川も同様に土砂が堆積していると。青海川でも極端に土砂が堆積しました。

そんな中で県のほうに今現在、しっかりと応急措置として、議員おっしゃられるとおり、春先の出水とかそういったことも含めて検討した中で、どういった形であれば安全な対策がとれるのかといったことについてお話をし、また一部着手していただいておりますところでございまして、お話の川詰川につきましても同様に県のほうにお願いして、しっかりと対応していただくようにさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

ありがとうございます。

川詰川もそんなに長い区間ではないものですから、冬の渇水期にでも入ってやってもらえればと思いますので、よろしく申し上げます。

(2)に移ります。

河川の中に土砂が堆積し、木が大きくなり、その中を水流が蛇行している、こんな状態の河川が特に県が管理するある程度河床幅を持った河川に多く見られます。

また、羽黒橋左岸上流側の築堤部、コンクリート構造部の埋め戻し部分は、大きな木が重なって埋められておりました、このような施工では盛り土材料の中に空隙が生じやすく、堤防として透水性が高過ぎることになり、堤防破壊につながると思います。橋の銘板によると、羽黒橋は昭和

41年の竣工です。50年も前の工事です。このころ施工した堤防では、こんな場所もまだまだあるのかなと思います。付近の復旧した護岸にはブロック張りもあり、また自然石の練り積みの場所もあり、自然石の空積みの場所もあります。場所ごとに護岸の信頼度はまちまちのような気がしております。

ことは1年間に何度も堤防が壊れたわけです。しかも今回は、同時に幾つもの河川で多数の護岸の損傷がありました。地球温暖化の影響があるとも言われていますが、記録的な大雨、局所豪雨と言われるのが、来春の融雪期と重ならないとも限りません。今度こそは県に河川内の立ち木の伐採、堆積土砂の撤去を先延ばしすることなく行ってもらえるよう、要望していただきたいと思っております。

ただ、土砂の排出先がないというような話も聞いておりますが、先ほど課長がおっしゃられたように、河川敷の中心部に流路をつくるだけでも護岸にかかる負担が減るのではないかと思います。どうか県のほうへそういった要請をしていただきたいと思います。

続きまして、大きい2番の、えちごトキめき鉄道日本海ひすいラインと新駅設置計画について移らせてもらいます。

乗客数のほうは、平成28年は27年とほぼ同じだったということでございます。進捗状況についても、先ほどお聞きいたしました。アンケートで、地元の人がえちごトキめき鉄道を利用しないということについても、自家用車のほうが通勤に便利だからだろうということで、わかりました。それで、新駅設置予定地周辺の住民アンケートですから、ほかから入ってきてそこを使おうという人の意向は反映されていなかったわけですね。あの学校、生徒とか、そういうことで。私が聞くところによると、糸魚川高校が平牛に移ってから、能生から通学した生徒の中には、自宅から能生駅まで自転車で通って、糸魚川駅から高校までまた別の自転車に乗ってと、そういう使い方で3年間通ったと。子供3人ともそうやって通わせたと。自転車は次の子にも渡すわけにもいかんし、計6台自転車買ったなというような話を聞いております。

こうした高校生や保護者からの新駅設置の要望があつたにもかかわらず、長年前に進まなかった理由について教えていただきたいんですが、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

以前なかなか進まなかった理由というのは、なかなか難しいと思いますが、やはりJRの時代だったからかなと、今では思っております。なかなかやはり新駅設置というのは、JRの時代には厳しい状況であったと捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私はもう1つの理由として、押上駅の予定地の能生寄りに交流と直流の切りかえ場所があつて、あそこはもう惰性で進むようになってますんで、その点もあつたのかなと思っております。

それで、最近大糸線に乗って気づいたんですが、松本から南小谷の間は本当に駅が細かくあって、松本と次の駅の間は700メートルとか、1キロとか2キロとかに駅があるんですね。だからJRだったからといっても、JRでもそういう細かく駅を設置しているところもあるしというようなことで、今度はトキメキ鉄道はディーゼルなんで、電線の交流直流の問題はないということ、そういうのは進んできている理由かなと思っております。

ところで新駅の開業時期はいつごろを目指しておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

平成25年の11月に、県に新駅設置に対する支援制度の創設の要望をしてから、ことし平成29年までいろんなことをやってまいりました。それでことしは、駅周辺に対するまちづくりの構想と申しますか、そういったものがどんな形にできるかといったものも今、検討しているところでございます。

それで、今後駅本体、基本施設と言っておりますけれども、そういったものの詳細設計であったり、国の認可もとる必要がございます。用地取得あるいは支障物件の移転、本体周辺工事等含まれますと、ある程度の年数が必要かと思っておりますが、これが何年かかるかといったところについては、ちょっと今のところ定めることが難しいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

糸魚川駅から新潟への快速列車がなくなり、えちごトキメキ鉄道日本海ひすいラインを沿線の住民で守り続けていくことが、市の将来のためにも大変重要になってきていると思います。人口の減少とともに乗客数が減るのは予想できるわけです。市民の便を図りながら乗客数をふやす、これが新駅設置計画の目指すところであろうかと思っております。私が通学した昭和40年代半ば、糸魚川高校へは直江津や谷浜、桑取、名立からも結構通学者があったような記憶があります。平牛に移転してから通学が不便になって45年、糸魚川市外から通学する生徒数についてと、市内から市外の中高一貫校等へ通学する生徒数がわかったら教えていただきたいんですが、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

市外から糸魚川高校に通われている方の数については、今資料を持ち合わせておりません。

失礼いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

押上駅の設置と糸魚川高校の通学の問題は、切り離せないと思います。市内の3つの高校の2016年度の入学者数の合計は、390名でした。出生数は2015年、これは前年より39人も減って247人と、激減してしまいました。人口ビジョンの当市人口の将来展望が目指すもの、これは多分出生数年間300人だと思いますが、それからは離れてきているようであります。こういう状況ですから、なおさら市内で唯一の進学校である糸魚川高校に生徒を集めるためには、通学の不便を一日でも早く解消する必要があると思います。押上駅ができれば、名立や桑取、谷浜や直江津から通学する生徒がふえる可能性があると思います。また、市外の高校へ進学しようとしている中学生や、中高一貫校を目指す小学生を引きとめることも、可能性が出てきます。

こうして早急に新駅を設置することにより、高校生等の通学の便を図りながら、日本海ひすいラインの乗客数をふやすべく、新駅設置計画を迅速に進めてほしいのですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

市としましても、新駅設置におきましてはなるべく早く利用できるように対応してまいりたいと思っておりますが、やはり今いろいろ調査をしている中では、今ほど議員は高校生の利用といった観点からお話しされておりますけれども、やはり市民の皆さんから使っていただく鉄道でない、やはり赤字続きの経営になってしまいますし、そこら辺の考え方をしっかりと皆さんで共有した中で、新駅づくりについて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

先ほど出生数が減ったのを申し上げましたが、このまま余り先になると、子供たちの数が少ないのに駅要るんかって話になっても、非常に困る気がします。今まで50年間も我慢して通学した子供たちのこともありますし、ぜひ急いでやっていただきたいと思います。10月に能生地区で行われた糸魚川市の駅伝競走大会には、えちごトキめき鉄道チームも参加して、大会をにぎやかしてもらいました。糸魚川市もトキめき鉄道の株主です。トキめき鉄道とは共存共栄を図るべく、努力していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で佐藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を50分といたします。

〈午後1時42分 休憩〉

〈午後1時50分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、社会体育団体といじめ問題、農業の30年問題と地域農業、駅北大火の復旧復興、新しいごみ焼却施設について、米田市長、田原教育長のお考えを伺いたいと思います。

1、社会体育団体といじめ問題について。

(1) 義務教育と部活動についてどのように考えているか。

- ① 義務教育（中学校）における部活動は、どのように位置づけられているか。
- ② 部活動の責任は誰が負っているか。
- ③ 部の創設改廃は誰が決めるのか。
- ④ 家庭との連絡・連携はどのように行われているか。
- ⑤ 家庭内において生徒が暴力事件を起こしたと仮定した場合、学校はどのように対応するか。学校に責任はあると考えるか。家庭との関係はどのようなものか。どのように対応するか。

(2) 部活動と社会体育団体との関係についてはどのようになっているか。

- ① 中学校の部活動は学校が責任を負う活動と思うが、学校での実態がない能生中学校（相撲）等の責任は誰が負っているのか。
- ② 相撲の社会体育団体が中学生のスカウト活動を行っているとの話を聞いたことがあるが、中学校での義務教育における部活動との関係はどうか。
- ③ 昨年、9月23日に行われた市民総合体育祭開会式の優秀競技者表彰で、相撲連盟が推薦した方たちが表彰されたが、いじめや暴力事件があっても勝つことだけ、成績がよければよいというような指導者の考え方ではないかと思わざるを得ない。いじめをなくするという中学校の取り組みと相反することを行っているように思える。どのように考えるか。
- ④ 相撲競技に係る学校、教育委員会事務局、社会体育団体、生徒宿舍、家庭の役割と連携

のためのルール（案）で、中学校体育連盟主催の大会に出場する際、高等学校及び社会体育団体に引率や指導の協力を求めるとあるが、実態は、社会体育団体が中学校体育連盟主催の大会に出場するために中学校に協力を求めるというものであり、おかしいのではないか。

(3) 部活動と「相撲のまち」との関係についてどのように考えているか。

① 糸魚川市が「相撲のまち」をうたっているからといって、社会体育団体における暴力事件、いじめに対する対処を特別扱いすることは許されない。どのように考えているか。

(4) 2017年2月21日付の、糸魚川市いじめ問題専門委員会のY中学校いじめ問題に関する調査結果報告書をどのように受けとめているか。

(5) 中学校が責任を負えないものはやめるべきではないか。

2、農業の30年問題と地域農業について。

(1) 減反政策廃止とコメ補助金の見直しを中心とする30年問題をどのように受けとめているか。

(2) 糸魚川市農業の担い手である方たちの一層の高齢化と中山間地の過疎化が進む中で、30年問題に対してどのように対応しているか。

(3) 耕作放棄地、休耕地が一層ふえることが考えられるが、どのように考え、対応していくか。

(4) 農業の衰退は、農村地域の維持に深刻な影響を与える。地域を守るためにも、農業振興策を幅広く考えるべきではないか。

3、駅北大火の復旧・復興について。

(1) 駅北大火後1年になろうとしているが、復旧・復興の現状と今後について、どのように考え取り組んでいるか。

① 住宅・店舗等の再建の見通しはどのようになっているか。

② 市道・公園・市営住宅等、公的施設の取り組み状況と今後の見通しはどうか。

③ 区画整理事業の取り組み状況はどうか。

④ 被災者の声をどのように反映し、復旧・復興を進めているか。

(2) 火災に強いまちづくりの取り組み状況はどうか。

① 被災者の意見をどのように把握し、火災に強いまちづくりに反映させているか。

② 消防力の強化は総合的な取り組みが必要だが、どのように考えているか。常備消防、消防団、施設等。

③ ソフト事業で、火災予防に対する市民への啓蒙や取り組みへの支援はどのように考えているか。

④ 被災地以外でも火災に強いまちづくりが必要だが、どのように進めていく考えか。

(3) 復興まちづくり情報センターの目的は何か。被災者の要望を取り入れたものになっているか。

4、新しいごみ焼却施設について。

(1) 次期ごみ焼却施設の入札が、設計・施工・運営を一括発注する形で行われ、1者のみの応札で高価格落札となった。1者応札を可とする理由は何か。また、客観的に高価格であるにもかかわらず、高価格ではない、そう答弁しているがその理由は何か。今後も1者応札を可

とする考えか。

(2) 施設建設においては、コンサルタントが大きな役割を果たす。コンサルタント選定に当たっては、少ない経費で最大限の効果を上げられるよう考える必要があるのではないか。

(3) 性能保証で糸魚川市が独自に求めている強化策はあるか。契約後であっても設計や価格で変更可能なことはあるか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問につきましてはこの後教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

2番目の1点目と2点目につきましては、国による生産数量目標の配分と、米の直接支払い交付金の廃止から農業所得が減少することを危惧いたしているところでございます。所得の確保に向け、糸魚川産米のより一層の品質向上、収量確保とともに、需要に応じた米生産とコストの低減、販路拡大などの取り組みについて、県・JAと連携強化して進めてまいります。

3点目につきましては、7月から新たな体制となった農業委員会と連携し、遊休農地の発生防止に努めてまいります。

4点目につきましては、農業懇談会による話し合いや、日本型直接支払制度の活用などにより、地域農業の振興に努めてまいります。

3番目の1点目の1つ目につきましては、9月のアンケート調査では、29年度中の再建済みと着手予定は、あわせて約3割となっております。

2つ目につきましては、市道の改良工事を順次発注いたしており、公園は次年度の整備に向けて準備を進めております。また市営住宅は現在設計業務を進めており、31年春ごろの竣工を目指しております。

3つ目につきましては、5つの敷地再編区域を、30年度の早い時期に事業完了となるよう取り組んでまいります。

4つ目につきましては、これまでと同様に全体説明会、ブロック別意見交換会、個別の意向確認を通じて事業を進めております。

2点目の1つ目につきましては、被災者・関係者説明会などご意見を把握し、復興まちづくり計画に反映したところであります。

2つ目につきましては、応援協定、出動体制、さらには消防水利等の充実強化を図る必要があり、順次取り組みを進めております。

3つ目につきましては、火災予防や初期消火につながる支援策を検討しております。

4つ目につきましては、今後被災地域の取り組みをモデルとして、市全域に広げてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、情報発信や被災者の心配事相談、地域住民の集いの場などの役割を担っ

ております。引き続き被災者のニーズに対応し、気軽に利用できるよう努めてまいります。

4番目の1点目につきましては、当市の一般競争入札制度において、公募条件に該当する者が複数いる場合においては競争性が担保されているところから、1者入札を認めているところであります。また、環境省の入札の手引きに基づき算定した予定価格の89.3%で落札されており、適正な入札価格と考えております。

2点目につきましては、コンサルタントの選定に当たっては業務実績も重要な要素として考えております。

3点目につきましては、津波対策、焼却灰のセメント原料化のための前処理設備などがあります。また、設計、施工条件、要求水準書の変更や物価の変動などが生じた際には、発注者と受注者の協議により契約金額を変更できることとなっております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくご質問申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

新保議員の1番目の質問にお答えいたします。

1点目の1つ目につきましては、学習指導要領にあるとおり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであります。

2つ目と3つ目につきましては、学校長であります。

4つ目につきましては、主に部活動の顧問が保護者と連絡をとっております。

5つ目につきましては、仮の話についてお答えできませんが、起きた事案により、家庭、学校などが連携して対応いたします。

2点目の1つ目につきましては、学校の部活動以外については、社会体育団体の責任であると認識しております。

2つ目と3つ目につきましては、学校の部活動は子供たちの心身の健全育成を第一に考え、その上で競技力の向上につなげることを目標に取り組んでいるものであります。

4つ目につきましては、部活動が設置されていない競技において、中学校体育連盟の大会に生徒が出場するために、学校が社会体育団体の協力を得て対応しているものであります。

3点目につきましては、いじめ防止基本方針により対応しております。

4点目につきましては、真摯に受けとめております。

5点目につきましては、生徒の夢をかなえるため、関係者がルールを守り連携してまいります。

以上でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

1番目の、社会体育団体といじめ問題についてから伺います。

私は、相撲クラブ問題は教育の根本にかかわることが幾つか問われていると思います。

1つは、学校教育とは何かということであります。

2つ目は、学校教育に対する露骨な干渉と、教育委員会がそれに屈服してきたこと。

3つ目は、任意の社会体育団体への名義貸しの問題であります。

いじめ重大事態に対し設置される糸魚川市いじめ問題専門委員会の、Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書を中心に、質問項目で言いますと（4）を中心に質問させていただきます。

まず、学校教育とは何かという点からであります。Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書の提言の最初の部分で、教育基本法第1条を引用し、教育の根本理念が述べられております。教育は人格の完成を目的とするものであり、相互の信頼と尊敬に基づいてなされるべきものであると。いじめは、それを加えられる者の人格の尊厳を傷つける行為であり、この教育の根本理念に違背するものである。そして子供への教育は、教育を施す者、いわゆる大人の子供に対する支配的権能ではなく、子供の学習する権利を充足しなければならないという意味において、大人の子供に対する責務である、これはいじめに対する取り組みにも当てはまる。子供のいじめについては、それは人格の尊厳を傷つけるというものに鑑み、子供にかかわる大人たちがそれぞれの立場から連携してその防止に向けた取り組みを真摯にすることが要請されると述べられております。

そういう点で、この調査結果報告書の中には、幾つかの事例がずっと述べられております。この中の、Y中教員とCとの確執の項で、C、つまり相撲クラブ指導者は、Y中の教員が同クラブ所属の生徒について、放課後に補習させていることがあると、なぜ練習に来させないと抗議したり、電話で何々教師を出せ、などと言っていたと。また、Y中の教員が同クラブの上級生が下級生に暴力あるいはいじめをしている事実をCに報告しても、Cは、先輩が後輩の面倒を見るのは当然、たいてい鍛え上げるのは当然という態度をとっていたと述べられております。

C、つまり相撲クラブ指導者が中学生を指導できるような考えを持った人ではないことがはっきりしたと思いますが、Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書に基づいて、糸魚川市教育委員会は、学校教育の根本である教育基本法、学校教育法に照らして、これらの点についてどのように検証されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、教育の目的は教育基本法の第1条にありますように、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとあります。部活動におきましても、それにのっとって子供たちの健全な育成を図られるということが基本となっております。

社会体育団体のスポーツにつきましては部活動ではございませんが、同じように子供たちの健全な育成という目的では一緒だと思っておりますので、それにのっとってやっていただけるように、今、ルール案につきましても協議しているところであります。

社会体育団体でも、これまでのことについて反省して前向きに取り組んでいきたいというふうに

申しておりますし、今現在は学校との関係も非常に良好でありますので、このルールは、今つくっているルール案を守っていただけるものと思っておりますし、その検証も進めていきたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

学校教育に対する露骨な干渉と教育委員会の屈服という点で伺いたいと思いますが、教員に向けられたCの抗議の項では、平成27年秋に、糸魚川市の養育支援会議で、医師が同クラブの健康管理体制に問題がある旨を指摘したと。それを受けて、同市教育委員会もY中の教員に対して、保護者に病状を説明していないことが問題である旨指摘したと。そこで同教員が、2学期末の保護者面談時に、書面で同クラブ所属生徒の保護者らに対して状況を伝えたということがあったと。この事実を、Cつまり相撲クラブ指導者が知ると、CはY中及び同市教育委員会に対して、（生徒らの）健康面には全く問題がなかった。Cが親がわりなのだから、まずCに言うべきであった、などと抗議をしてきた。結局、当時の同市教育委員会の教育長の指示で、当時のY中の校長、教頭、教員及び同市教育委員会の指導主事がCのもとを訪れて謝罪することを余儀なくされたと述べられております。専門の医師が指摘したことに対して、当たり前な手順を踏んでそれを実行したことに対して、素人のCが問題ない、親より先にCに連絡しろなどと言うのは、学校教育に対する露骨な干渉以外の何物でもないと思います。教育委員会がそれに屈服して謝罪したことも含め、どのように検証されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

今、報告書にありますCの抗議のところにつきましてご指摘がございましたが、このようなことがあったことにつきまして、私たち教育委員会につきましても、提言のところでは私たちの取り組みについて非常に厳しく指摘されております。それにつきましても、私たちはそれを真摯に受けとめて、反省に基づき、今、協議しているところであります。このようなことがこれからないように、まず子供たちの見守りを第一にして、子供たちの健全育成ということを第一に考えて、今、学校と、そして社会体育団体と話し合いを進めている最中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

学校教育法第12条で、健康診断やその他保健に必要な措置を講じなければならない、とあります。糸魚川市の養育支援会議というのは、どういう性格の会議ですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

（午後２時１４分 休憩）

（午後２時１５分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

今、具体的に中身について、すぐ早急に確認させますので、後ほど回答させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○８番（新保峰孝君）

この、糸魚川市いじめ問題専門委員会が出したこの文書というのは、報告書は、関係者から聞いてつくったものですよ。ですから、市の関係者からも聞いているはずですよ。そのほかの関係者から聞いてつくったものじゃないでしょ。中学校の関係の方、あるいは教育委員会関係、とにかくこのいじめ問題に関する関連した方たちから聞き取りしてつくったものですよ。その関係者の方が知らないなんていうことが、あるわけじゃないですか。何で答えられないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○８番（新保峰孝君）

それはまた後でよろしいです。

で、私が言いたいのは、要するに法に基づいて、とにかくそういう中学生の生徒の健康について、学校としてもいろいろやらなければいけないと。そういう中で行ったことに対して、部外者が不当な干渉を行ってきたと。行ってきたことに対しての、もちろん傲慢で許されないことなんだけれども、それに屈服したということなんですよ。それに対してどのようなけじめをつけたんですか、そういうことを検証したんですか、それでけじめをどのようにつけたんですかということを知りたいんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

今ご指摘の点につきましては、私たちに対しても非常に厳しいご指摘でありましたので、それにつきましても、二度とこのようなことが起きないように、再発防止策を今、大切に考えて、そしてクラブ、そして社会体育団体、学校と一緒に再発防止策に向けて取り組んでいるところであります。二度とこういうことが起きないようにするというので、私たち一生懸命取り組んでいるところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

2つあるんですよ。社会体育団体に対するはじめはどうかっていうのと、教育委員会が自分たちでどうはじめをつけたのかっていう、両面あるわけですよ。両方やらなければこれ、だめでしょ。お互いに傷をなめ合って、それで済まそうなんていうことを許されませんよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

提言には大変厳しい指摘を受けております。教育委員会に対しましても、厳正に今までの態度については反省すべきであるというお答え、指示をいただいておりますし、そのことも踏まえ、今こども教育課長から言われましたように、社会体育団体の責務、責務についてもこういうふうにあるべきであるということ踏まえて、スポーツ基本法の内容だとかそういうものについても鑑みて、しっかり連携をとると。で、迅速に対応すると、報告、連絡をするというようなこともルールで明記づけております。そういうことも踏まえて、今後二度とそのようなことがないようにやってまいりたいというふうに協議しているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

教育基本法、先ほど学校教育法のことも言いましたけれども、この法の根本、もとのところに、外部からの干渉に屈してはならないっていう、そういうものがきちんと定められているわけですよ。それに屈したわけですよ。一番そういう点の者に対して毅然と言わなければならない、そういうことに対して、上のほう、トップがだめだからそういうふうになっちゃうんだけど、そういうことに対して、やっぱり教育委員会全体としてきちんと今後こういうことがないようにするためにどうする、で、社会体育団体に対しては教育委員会としてはこうしなきゃならんとか、みずからはこういうふうにするっていうふうにしなければ、同じことがまた繰り返されるでしょ。そこが一番大事

+

なところじゃないですか。学校教育、要するに生徒を中心に考えて、中学生を中心に考えてこの問題はやっぱり解明して改善していかなくちゃならないことだと、私、思うんですよ。いかがですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

教育基本法の第16条には、教育は不当な支配に屈することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないとあります。このご指摘につきましても、第三者委員会の報告書の中にも書かれております。私たちの取り組みを、いじめ問題専門委員会の皆さんにもまた見ていただいたり、またいじめ防止連絡協議会でも報告し、多くの機関の方々にも見ていただき、チェックしていただくということで、私たちの取り組みをチェックしていただき、改善へと結びつけていきたいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

平成28年5月のいじめ事件の経過というものも、この中に載っております。要するに、その都度その都度きちんと対応してこないことが一番最後といいますか、この報告をつくるもとになった事件が、一連のものなんですけども、なったことにつながったと思うんですよね。で、それはもう何遍も言われていることですけれども、きちんともう一回、これを読んでみたいと思います。

平成28年5月20日、当時同クラブに所属していた生徒Eが、授業が終了したにもかかわらず、寮に帰ろうとしなかった。これを見たY中の教員が、Eから帰りたくない事情を聞いたところ、Eは同年4月に入学してから同年5月にかけて、同クラブ内の先輩らから暴力やいじめを受けていた旨話したと。そのためY中の1学年教員は、Eが寮に戻りたくない、自宅に帰りたいたいと話していたことを受けて、その日の夜にEを自宅で宿泊させ、翌日迎えに来たEの父親にEを引き渡したと。Y中の教員らは、翌日になると、関係する生徒らから事情を聞いた。生徒らの話によれば、EがAを含む同クラブ所属の3年生らから、寮や登下校中に頭を平手ではたかれり股間を蹴られるなどした。また、Bも同クラブ所属の3年生（A以外の者）から頭が下になる状態で持ち上げられて、コンクリートの床に落とされたという事実が認められた。そこでY中は、3年生が被害者である1年生に対して謝罪する会を実施した。Cは上記の事実を知ると、5月21日にY中に直接電話し、ただの兄弟げんかなのに何を大きくしているんだと、学校に抗議した。また、Y中に直接出向き、そこに居合わせた同市教育委員会の嘱託指導主事らに対して、3時間余りの間、生活面について先輩が後輩に注意して、相手が言うことを聞かなかったらたたいてもよいなどと述べた。その後Y中の1学年教員は、6月30日、同市教育委員会の教育長に会って、5月20日に認知した事件やそれ以前の同クラブ所属の生徒の問題事案を伝えた。しかし、同市教育委員会が同クラブの事案の解明に動くということは、本件事件が発生するまでなかった。なお、同クラブ内の生徒間においては、

5月20日の事件以降も、Aら3年生が、共同生活や練習での後輩らの態度に腹を立てるなどして、たびたび顔面を殴打、平手ではたく、足蹴りするなどの有形力の行使をしていたことが、同クラブの所属の生徒らの発言により認められる。

こういうふうには、その後の経過を述べているわけです。要するに、問題を放置しておくことと次々と悪化していくってというのがはっきりしているわけですよ。その都度対処してれば、こうはなってなかったわけです。で、その後どういうふうになっていったかっていうと、それはさらに悪くなっていく。別な形でですね。

Y中の教員とCとの関係、この項で、上記に述べたとおり、同クラブ所属の生徒らのことについて、CはY中の教員の行動に対して干渉を重ねてきた。そのため、Y中の教員らはCから抗議されるのを恐れるようになり、同クラブ所属の生徒らに他の子らと同様な指導ができなかったり、問題行動があったとしても、保護者やCに報告することすらしないで済ませようとする傾向すら見られるようになったと、こういうふうに記載してあります。

こういうふうには、この一連のこの報告、もう何遍も読まれたと思いますけれども、放置しておけばこういうふうになると。その結果、教育委員会自体、あるいは現場の先生方自体が萎縮してしまって、悪いと知っていても何も声も上げない。こういうふうになってしまったっていうことですよ。社会体育団体が学校のこのような教育活動に干渉してきたことに対しておわびしたっていうこと、ありますか。今皆さんいろいろとルール案、いい関係になって話し合いができるようになって、ルール案づくりやってるって言いましたけれども、一番のもとになったこの社会体育団体の指導者、主催者っていいですか、この方が、学校であっても教育委員会であっても、関係者のほうに、とにかくその責任者でも、おわびしたと。正式におわびしたということがありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

学校には、当事者の方は、社会体育団体の方はおわびしたということはお聞きしておりません。このルールの三者協議の中では、反省しているという言葉は何度か聞いております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

養育会議についてであります。養育会議は県主催の会議でありまして、糸魚川総合病院に受診しております妊産婦、それから乳幼児にかかわるケース会議であります。糸魚川病院のお医者さんでありますとか助産師さん、それから市では保健師、家庭児童相談員、それから県の保健師や児童相談員が参加しております。そのケース会議において、医師がこのクラブの健康管理上に問題があるということ指摘があったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保護員。

○8番（新保峰孝君）

これだけのことを起こしていて、正式にきちんと教育委員会に対して謝罪するとか、学校に対しておわびするとか、そういうことをする必要が、私はあると思いますね。それは本人というか、その指導者の資質にもかかわる問題かもしれませんけども。

で、今度のルール案で、教育基本法や学校教育法ではなくて、スポーツ振興法を引用しているのはなぜですか。社会体育団体の構成員は、中学生と高校生でしかありません。一般はありません。何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

前回まで総務文教常任委員会でお示しした中では、教育基本法、いじめ防止対策推進法で、スポーツ基本法が記載されております。スポーツ基本法の中では、社会体育団体の役割ということもそこに書かれてございますので、社会体育団体の中での責務というものを明記したということであります。

ただ、今現在協議の中では、社会体育団体のこのスポーツ基本法だけではなくて、根本的な、今新保護員がおっしゃられましたような教育基本法プラス学校教育法の面でも、定義づけが必要だというふうに考えておまして、その部分も今現在付記するよう協議しているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保護員。

○8番（新保峰孝君）

どのスポーツ団体もそうですけども、みんな常識的に知っていることですよ。テストになればその前は休むとか、テスト期間中やらないとか。ここだけです、そんなことやってるのは。中学生相手であれば、教育基本法や学校教育法をもとに社会体育団体であっても活動を進めるっていうのは、当たり前のことだと思いますよ。ここはもう少し考え方を変えてもらう必要があるんでないですか、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

まず、子供たちの健全育成ということが大事だと思っております。そのために、やはり学校教育法に基づいて教育活動が行われてまいります。部活動につきましても、学校の教育活動の一環でありますので、そして先ほどの教育長の答弁にありましたように、子供たちの生きる力を育むことに資するものは部活動ということになっております。社会体育団体では、部活動ではございませんが、同じように子供たちの健全育成にかかわっております。この学校教育法に基づいてということについては、三者で、学校とそして教育委員会と社会体育団体とで確認して、まず子供たちの健全育成、

それを第一に考えて取り組んでいこうということで、今ルール案の話し合いを進めている最中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

名義貸しの問題について伺いたいと思いますけれども、さまざまな問題を引き起こす原因の一つに、名義貸しの問題があると思います。これは相撲に限りませんが、例えば中学校に相撲部や柔道部がないにもかかわらず、社会体育団体が中学校の名前を借りて中学校体育連盟の大会に出場すると。こうなると、学校教育という枠をはみ出して、学校が責任を負えない仕組みになってしまいます。今回の社会体育団体もそれに該当します。全国的に同様な問題を引き起こしております。中学校教育とは全く無縁なものに名義貸しするのは、なぜですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

教育長の答弁にありましたように、部活動が設置されていない競技におきまして、例えば水泳部がないところで水泳を一生懸命やっているお子さんもいます。柔道部がないところで柔道を一生懸命やっているお子さんが、生徒がおります。そういった生徒が中体連の大会にぜひ参加したいということがあったときに、学校のほうに保護者のほうから申し出があり、学校長のほうで判断して、何々中学校という名前での大会に出ると、中体連の大会に出るというものであります。該当の競技につきましても、保護者のほうから希望があり、校長のほうでその大会に出場を認めて出たということでありまして、社会体育団体が出たいのということではなくて、子供たちが出たい、保護者の方がそれを望んでいて学校のほうに申し出たということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

全国的にこういうふうな問題があるということなんです。

これは、2016年4月15日の産経新聞。中学校運動部の勝利至上主義。これ、姫路市の中学校柔道部だそうですが、全国大会出場常連校、強豪校だそうです。ここの中学1年生の被害生徒は、2年生、3年生からの暴力で胸の骨を折る大けがをしたが、顧問は階段から落ちたことにしろと指示したと。で、この柔道部の部員54人中42人が、県外を含む学区外出身者で、学校近くの下宿で共同生活をしていて、今回の加害生徒2人、被害生徒3人も県外出身者で、同じ下宿で生活する中でいじめが発生した。

いま一つ、これは神奈川新聞ですね。これは何ていうんでしょう、相原中柔道部の外部指導者による体罰問題。閉ざされた空間、温床にということで、神奈川新聞が、相原中学校は、相原中学柔

道部と標榜しながらも、学校に柔道部はなく、部員たちは指導者の柔道場で練習していたと。この柔道部は2009年にも指導者による暴力で生徒が鼓膜を破るけがをしているというふうなこととか、まだ幾つかこういうのがございます。

その基本的なスタイルといいますか組織形態というんでしょうかね、全国的にいろんな分野で強い子を集めてきて、中学生の段階で集めてきて共同生活をさせて、そして学校の名義でいろんなところに出ていたりするという、いろんな大会に出て優秀な成績を上げるというふうなやり方なんです。

私は、やっぱり専門委員会の報告にあるように、中学校教育の基本に立ち返って進めていく必要があると思います。教育基本法、学校教育法に基づいて学校が責任を持つ必要がないもの、あるいは責任を持たないものはやめるべきと思いますが、いかがですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

義務教育学校におけるスポーツ、また学業もそうですが、教育の法令に基づいて行うということはず基本でございます。そのために、健全な生徒の育成のために関係者が連携していくということが必要でありまして、そのために今までの事態を踏まえて関係者で取り組んでいる。それから、今までのことを一つ一つ検証することも大事でもあります、足並みを揃えて、一歩ずつではありますが、今までも前へ進んでいくと、そういう取り組みを進めていくということが大事でありますので、今現在それに向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

私は、少なくとも学校が責任を持たないものはやめるべきだと思いますね。今回の重大事案も、知ってたわけでしょ。そのときに対処してれば、こんなことにはならなかったわけですよ。ぜひそういう点は教育委員会自身の検証の中で反省すべきことだと思いますんで、ぜひそういう点きちんと総括して、中学生が健全にいろんなことを習得できる、この法で定められている育ち方をされるように頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で新保議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時41分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+